



日本の里 100 選

『三富新田』 再生



メンバー

- | | |
|--------|----------------|
| 渋谷 弘 | (市民研究員) |
| 今村 史子 | (市民研究員) |
| 林 耕平 | (市民研究員) |
| 百富 由美香 | (秘書広報室秘書広報係) |
| 越前谷 理 | (文化財保護課文化財保護係) |
| 石坂 和希子 | (教育総務課施設庶務係) |
| 安藤 つかさ | (福祉課障がい者支援係) |
| 中山 繭子 | (住民課保険年金係) |
| 石崎 裕司 | (政策推進室政策推進係) |
| 丸野 寿子 | (政策推進室政策推進係) |

【目 次】

1	はじめに	1
2	研究の目的と研究方法	
2.1	研究目的	1
2.2	研究方法	1
3	三富新田の再生	
3.1	三富新田の歴史	2
3.2	三富新田の価値	3
3.2.1	景観の評価	
3.2.2	多様な価値認識	
3.3	三富新田の再生とは	4
4	昨年度の研究概要	
4.1	三富新田関連意識調査	5
4.1.1	三芳町4Hクラブ	
4.1.2	地元の飲食店	
4.1.3	J Aいるま野三芳支店長	
4.2	上富地域の土地利用状況の変遷	6
4.3	地元の認識	6
4.4	過去の三富新田に関する政策提言の調査	6
4.5	昨年度の政策提言	6
4.5.1	人材育成	
4.5.2	地域の方々との協働	
4.5.3	再生のためのゾーニングの設定	
4.5.4	保全の手法としての景観条例の策定	
4.5.5	拠点整備の促進	
5	今年度の研究について	
5.1	町民認識度調査	9
5.1.1	調査概要	
5.1.2	調査結果	
5.2	土地利用の現状	11
5.3	文化的景観保護制度	12

5.3.1	重要文化的景観選定基準	
5.3.2	届出等の規制	
5.3.3	経費の補助・減税等	
5.3.4	重要文化的景観地域	
5.3.5	文化的景観保護制度の流れ	
5.3.6	文化的景観保護制度についての自治体視察等	
5.4	適切な組織の研究	17
5.4.1	組織主体の考察	
5.4.2	法人組織の比較	
5.4.3	公益社団・財団法人の設立要件	
5.4.4	事例研究	
5.4.5	法人組織の比較	
5.4.6	公益社団・財団法人の設立要件	
6	政策提言	
6.1	三富新田再生の将来像（目指すべきビジョン）	27
6.2	地域ぐるみの緑地保全	28
6.2.1	制度の概要	
6.2.2	土地所有者等のメリット	
6.3	景観計画の策定	31
6.3.1	景観計画の概要	
6.3.2	三芳町の景観形成	
6.3.3	上富地域景観計画	
6.3.4	景観計画策定による効果	
6.4	三富をフィールドにしたコミュニケーションの場所づくり	37
6.4.1	移動販売と青空市の開催 ～外から人を呼び込むために～	
6.4.2	古民家カフェで地域活性化 三富新田観光の拠点及び体験事業の展開～	
6.4.3	参考事例	
6.5	三富関連事業を包括的に管理する財団法人の設立	49
6.5.1	法人設立手順案	
6.5.2	勘案事項	
6.5.3	想定される活動内容	
7	まとめ	53
8	おわりに	54

1 はじめに

三富新田とは、江戸時代から継承されている畑作地域である。この畑作地帯は、先人たちの知恵と努力の結晶である。そこに生きづく循環型農法や自然が創り出す景観は、現代人にはなくてはならないものである。本プロジェクトチームでは、三富新田が持つ高いポテンシャルを一人でも多くの方に認識していただき、後世にこの貴重な循環型の農法、懐かしい里山風景を残していくため調査・研究をしてきた。この報告書をご一読いただき、三富新田の価値を皆さんが感じ、このような地域が日本に、首都圏のこの場所にあることを知っていただければ幸いである。

2 研究目的と研究方法

2.1 研究目的

本研究は、三富新田を将来的に美しい形で維持し、地域住民の誇りとなる地域にするため、どのような方策がとれるのかについて、昨年に引き続き研究し町への政策提言を行うことを目的にする。

2.2 研究方法

本研究は2か年による研究である。1年目である昨年度は、三富新田の歴史やこれまでの施策を把握するために、総合振興計画や農業センサスなどの既存データを調査した。また、現地調査を行い、三富新田の現状について研究員間で共有した。さらに、三富新田の関係者からヒアリングを行い、データと併せて現在の問題点を明らかにした。そのうえで、さらなる追加調査の必要性、1年目における政策提言について協議した。

2年目である本年度は、まず、これまでの研究を総括し研究員に情報の共有を図ったうえで、三富新田に関するアンケート調査を駅やスーパーマーケットなどで行った。次に、三富地割景観が現存する箇所を調査し、三富新田に対する認知度や施策の方向性について調査した。その他に、景観法に基づく景観計画、文化財保護法に基づく文化的景観保護制度について調査研究し、その活用方法を検討した。これらに加え、様々な他市町村の事例研究を行ったうえで課題解決のための政策を提言する。

3 三富新田の再生

三富新田は江戸時代元禄年間に開拓された畑作新田で、現在の入間郡三芳町上富地区及び所沢市に広がり、その面積は約1400haに及ぶ。首都圏30km圏内にあつて若干の開発の影響を受けているものの、現在でも約300年前の景観が残されている。本章では、本プロジェクトチームが考える、三富新田の再生について記述する。そのために、三富の歴史、価値、ポテンシャルに触れ、チームの目指すべき再生について示すこととする。

3.1 三富新田の歴史

三富新田の開拓が計画された地域は開拓以前には立野と呼ばれ、周辺の村々の入会秣場(採草地)として利用されていた。しかし、次第に入会権を巡って、川越藩領の村々と天領の村々の争いが頻発し、慶安年間(1648年～1651年)から元禄7年(1694年)までのおよそ50年間に11回もの訴訟が確認されている。この入会権を巡る争いは、元禄7年7月の幕府評定所による、立野は川越藩の領有地であるとの裁許によって決着を見た。これを受け、当時の川越藩主柳沢吉保は家臣の曾根権太夫らに命じ、三富新田の開拓に着手する。

開拓にあたっては、近隣の村々を中心として開拓農民が集められ、幅6間の道(六間道)を敷設することから始められた。そして、六間道の両側を間口40間(約72m)・奥行375間(約675m)面積5町歩(約5ha)の短冊状に区画し、開拓農民に分け与えた。1軒の区画は、六間道に面して屋敷地、その奥に耕地、最奥には雑木林(ヤマ)が配された。ヤマの形成にあたっては、柳沢吉保から檜の苗木が3本ずつ配られたといわれている。

開拓当初は三富新田へ用水を引く計画があったが実現に至らず、代わりに11カ所の共同の深井戸を掘って水を得た。しかし、渇水期には井戸が涸れてしまい、数km離れた柳瀬川まで水を汲みに行ったといわれている。また、関東ローム層に由来する赤土は、痩せた土質で乾燥すると風で舞い上がって飛ばされてしまう。このため、「一反の畑に一反のヤマの落ち葉が必要」といわれるように、畑に肥料としてヤマの落ち葉を大量に投入することで土質を改良し、畑境にはウツギや茶の木を植えて風よけとした。

こうした幾多の困難を知恵と工夫で乗り越えながら、開拓開始から2年後の元禄9年(1696年)5月には、川越藩の検地が実施され、三富新田の開拓は一応の完成をみる。検地帳に記載された戸数は、上富村143戸・中富村48戸・下富村50戸であった。

柳沢吉保は、上富村に菩提寺として多福寺を、中富村に祈願所として毘沙門社(多聞院)を建立し、開拓農民の心のよりどころとした。また各家の地割内に、屋敷墓と称して入植者の家族・子孫の墓所が設けられており、そこに住む人々は、折に触れて祖先を崇敬することができる。

開拓からおおよそ50年後に南永井村にさつまいもの種芋がもたらされると、三富新田でも盛んに生産されるようになる。江戸に出荷されたさつまいもは「富のいも」として評判となり、現在まで続く三富新田の特産品となった。

三富新田は、開拓当初の景観をよく残しているとして、昭和3年(1928年)に埼玉県県の史跡に指定された(昭和37年に旧跡に指定変更)。翌昭和4年(1929年)には、県指定を記念し、地元住民を中心とした三富史蹟保存会によって『三富開拓誌』が刊行されている。

3.2 三富新田の価値

3.2.1 景観の評価

三富新田に残された景観は、上記のように生活・生業の結果形成された景観であるが、開拓以来 300 年以上も残されてきたことに町外からも高い評価を受け、関心を集めている。このことは昨年度報告したとおり、様々な選定や評価を受けていることから窺い知ることができる (1) ~ (3)。また近年、景観を文化財として捉える「文化的景観」の保護制度が整いつつある中で、その準備段階として行われた文化庁の調査研究の対象地としても取り上げられている (4)。

(1) 21 世紀に残したい・埼玉ふるさと自慢 100 選(2000 年)

(2) 人と自然が織りなす日本の風景百選(2005 年)

(3) にほんの里 100 選(2009 年)

(4) 農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(2000~2003 年)

(4)は、文化庁において、平成 12 年度から平成 15 年度に実施された「農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する調査研究」によって、全国の農林水産業に関連する多種多様な文化的景観について、その所在及び保護の取り組み等の調査を行うとともに、専門家等からなる検討委員会を設置して、それらの保存・活用の方策について検討が行われたものである。この調査で、1 次調査により確認された 2311 件の地域の中から、2 次調査で 502 件が選定され、そのうち 180 件の地域については保護の措置を講ずべき重要地域とされた。さらに三富新田については北海道の富良野や富山県の砺波平野など 7 件とともに、詳細調査が行われた。

3.2.2 多様な価値認識

三富新田の歴史・農業・自然との付き合い方を学ぶことは、環境と共生した循環型社会を目指す 21 世紀の暮らしに参考になることが多い。三富新田から得られる知恵や工夫は、遺産としての価値ではなく、今なお生きている価値であるといえる。

三富新田の開拓は、儒教思想に基づく文治政治のパイロット事業として行われた。開拓農民に対しては入植に際して厳格な審査が行われるとともに、当面の生活を維持できる程度の資力を有することとされた。これは三富新田の開拓を絶対に失敗しないための方策であり、1960 年代の新潟県八郎潟の開拓に際しても入植試験が実施されていることから、三富新田の歴史的な価値は現代にも通ずるものがある。

さらに、樹木を植えることで防風の役割をもたせるとともに、落ち葉は畑の堆肥となり土作りに欠かせないものとなり、樹木の保水力によって地下水を得やすくなるなど、環境創造・循環型システムの構築としての価値が認められる。

平成 4 年(1992 年)にリオ・デジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議(地球サミット)」において合意された「環境と開発に関するリオ宣言(リオ

宣言)」の中で謳われている「持続可能な開発」は、まさに三富新田で行われてきた循環型農業がその最たるものであるといえる。また、地球規模で砂漠化の進む地域において、国際協力事業団（JICA）が行う技術指導の方法は、耕地をはさむように屋敷林と雑木林を配置するという、三富新田の知恵が応用されているという。

そして、三富新田の価値は、その根本ともいえる農業としての価値も高いものがある。かつては、江戸の食を支える重要な供給地として位置づけられ、特にサツマイモとお茶は三富新田の特産品として名声を得た。現在でも、三富新田の農業生産高や農家の経営、農業後継者率は埼玉県でもトップクラスであり、このことから持続可能な農業が維持されてきていることが窺える。

3.3 三富新田再生とは

このように三富新田の価値は内外から認められているが、三芳町の中での認知度は不確かである。また昭和 61 年（1986 年）から平成 3 年（1991 年）のバブル経済期に生じた土地価格の上昇により、相続税が高騰し、雑木林を中心に相続が難しくなるという現象が生じた。これと相まって、地理的に利便性の高い地域であったことから、この地域の雑木林に対する取得機運が高まった。これにより多くの雑木林は、企業や関越自動車道に関する開発を期待する個人によって投資的購入などが行われ、工場や倉庫、産業廃棄物置き場となり、また雑木林が残る場所においても、所有者が複数になるなど権利の複雑化が生じた。

現在においても、相続税の負担は大きな課題である。かつては JA 主導での農政対策運動中に雑木林を保護地域にし、相続税が非課税となるように運動を行ったこともあったが、これに関しては、副収入を得られる、ある意味では資源でもある雑木林の利用が制限されるということから地元の反対にあったという。

このように、三富新田には開拓時代から受け継いできた畑を生業とし、生活をする「人」がいる。こういった人々の思いやこれまで築いてきたもの、あるいは生活を無視し、「開拓時代の三富新田を戻そう」という政策を打ち出すことは非現実的である。

こうしたことから、三富新田が現在認められている価値を最大限に発揮できるような土地・地域にすることこそが「再生」であるといえる。約 300 年間残されてきた景観を、今の生活と融合させながら残していくこと、そして、三富新田を将来的にも、三芳町の誇りとして、また訪れる人をも魅了する場所としていくことこそが、三富新田の再生であると、本研究では定義した。

4 昨年度の研究概要

本章では、昨年度の研究概要について記述する。

昨年度は、まず、研究員の三富に対する認識度のレベルを合わせるために、全員で三富新田の地割景観を足で歩き、三富新田開発の歴史等の講義を受け、三富に対する

認識を共有した。その後、現状把握のために以下の調査を行った。

4.1 三富新田関連意識調査

本調査では、三富新田に関係している人々の意見を抽出するため、聞き取り調査を行った。あげられた主な意見について以下に記述する。

4.1.1 三芳町4Hクラブ

- ・三芳町の4Hクラブのメンバーは、21～28歳の若手農業経営者により構成されている。上富地区の若手農業者が一番多く、他に北永井、藤久保などで農業をしているメンバーもいる。
- ・循環型農業はどこでもできることではない。自分たちは恵まれていると感じている。落ち葉堆肥による土壌改良は10年先を見据えた作業である。
- ・上富は地域のつながりが強く、県内でも後継者率がトップクラスである事実は誇りに思っている。300年以上続いてきた歴史と、しっかりした先輩たちの存在、素晴らしい環境が残されていることが大きく影響している。
- ・今後観光地を目指すのであれば、落ち葉の堆肥作りから行う土作りからの作業工程を見て、体験して欲しい。グリーンツーリズムに関しては都内から近いので、日帰り体験が出来、その活動がブランド化につながればよいと思う。
- ・行政に望むこととして、農地山林の相続税を無くしてほしい。ヤマを税金対策に無くしてしまうと循環型農業の継続が困難になる。例えば相続の際、町がヤマを買い取って、落ち葉堆肥作業を元の持ち主が自由に使えるような政策が欲しい。

4.1.2 地元の飲食店

- ・お客さんについて、4年ほど前にアンケートを行ったが、町内より町外からの人が多かった。特に亀久保、ふじみ野の人が多く、週末には都内からの人もいた。ただ、三富新田だけを見に来るお客はいないようだ。また、にほんの里100選というのもあまり知られていない気がする。
- ・町として事業を進めるのであれば、まず歩道（散策路）を整備し、ゆっくり歩ける道の整備が必要だ。さらに核となる場所に駐車場が欲しい。一度何かをやるだけでなく、継続して行い、三富の知名度浸透を図って欲しい。町主導もいいが、住民主導の収穫祭や陶芸イベント、朝市、小規模な産業祭など地域のグループで、自分たちの予算でやってみるのも良いのではないかと。町は補助的存在。
- ・循環型農業についてはやはり、相続税の優遇処置が必要である。

4.1.3 JAいるま野三芳支店長

- ・循環型農業に取り組んでいる農家は減少している。堆肥は販売しており、手間を考

えると循環型のメリットが薄い。

- ・ JA としても循環型農業存続のためにいろいろ運動を行ってきた。特に相続税軽減対策に一番力を注いできた。それでも現状の一例をあげると、三芳町の一軒当たり農家の土地評価額は3億～5億となり、相続税は1億を超えるという。山林の評価が落ちてから、循環型農業が比較的安定をしてきた。
- ・ 山林を農地扱いとして、農地委員会の管理下に入り、農地として長期農営の計画を立てることで、納税猶予が受けられるという対策を行ったが結局40%軽減にとどまっている。

4.2 上富地域の土地利用状況の変遷

大正8年から平成15年の上富地域における雑木林の推移を調査した。雑木林の推移は高度経済成長期の昭和30年代後半から徐々に減少し始め、昭和40年代に入ると関越自動車道の開通に伴い流通系事業所、工場、倉庫が進出する。その結果、上富地域の雑木林は伐採され、宅地や雑種地へと姿を変えた。現在も、調整区域での開発が認められている特別積合せ貨物運送事業の倉庫等に開発され、雑木林は減少傾向に推移している。

4.3 地元の認識

三富新田の認識度を知るため過去に行われた住民意識調査（平成22年）、埼玉県政世論調査（平成24年度）、さらに上富地域の農家を対象に行ったアンケート（平成20年）などから三富新田の評価・価値を確認した。過去の調査から町民の意識として、三芳町の誇り・宝として上位から、自然（環境）、雑木林、三富新田があげられている。また上富地域の農家の方々の意識として、三富新田の地割や多福寺等を取り巻く緑の風景を継承していきたいという意識が高いことが分かる。

4.4 過去の三富新田に関する政策提言の調査

三富新田は、過去に幾度も研究・報告がなされ様々な提案がされている。中でも「三芳町緑と歴史の保全・活用等研究報告書」（平成8年）や「みどりの三富地域づくり懇話会提案」（平成13年）、「スマートインターチェンジを活用した地域活性化に関する調査研究」（平成21年）などには多くの三富新田関連施策が提案されているが、その実現および継続的取り組みに至った施策は少ないのが現状である。

4.5 昨年度の政策提言

昨年度の政策提言では、三富新田が多く価値を持ち、町内外の人たちにその価値が認められている土地であるにも関わらず、ヤマの減少や開発の進展などに関する様々な課題を抱え、その価値が失われつつある。この現実を直視し、「人材育成」を土

台として「地域との協働」「拠点の整備」を行う事で、三芳町の誇れる三富（上富）地域の創造を目指して行くことを提案した。

4.5.1 人材育成

人材育成を行うことで地域内外の人材の質が向上し、その人たちが交流していくことで三富新田の活性化に関するネットワークが強化され、さらなる個々の人材の能力やモチベーションの高まりが期待できる。以下に具体的手法を提言する。

(1)職員研修

町の職員に対して三富新田に特化した研修を行う。現在のところ、職員が受ける研修には、落ち葉掃きや三富新田について学ぶ研修は設けられていない。三富新田やそこに暮らす住民と接することの多い課以外では、三富の知識や経験を身に着ける機会がない。三富新田の歴史的景観維持のためには、課や担当を問わず三富新田について職員の理解を深める必要がある。

(2)担い手・ボランティア促進

循環型農業を維持するためには、主役である農業の担い手と、それを支えるボランティアの育成・確保が望ましい。現状の政策では農業者に対する補助金政策のみで、ボランティアや、循環型農業に重点を置いた政策はとられていない。もちろんすべての農業者に循環型農業を強いるのは現実的でないが、循環型農業に理解を示し、意欲のある農業者を支援する政策を実施する必要がある。

(3)学校との連携

「学校における学習課題（例：人権教育、防災教育、環境教育等）は、地域の課題に繋がるものでもあり、学校づくりと地域づくりが密接に関わっていることを考えれば、今後、学校が地域の課題を解決するための[協働の場]になる（地域の課題を学校の場所や施設を使って解決する）という視点が必要になってくる」（文部科学省：学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議より）この考え方を踏まえて、雑木林をはじめとした三富新田を次世代育成のための教育の場として活用することが出来る。それによって三富新田の歴史や培われてきた文化を実感として捉え、「美しい場所」「誇りの持てる場所」とすることで、子どもの情操の育成や自分の住む地域への愛着が生まれることが期待される。

4.5.2 地域の方々との協働

三富新田の地割景観を保全するため、土地・エリアを設定すること、またそのエリアをどのように保全するか、その方法を設定することにある。三富新田は私有地のた

め、町で保全を図るにしても地権者との合意が必要である。「ワークショップ」「市民会議」「ワールドカフェ」などの手法を活用し、町と住民とが議論を重ねることが大切である。

4.5.3 再生のためのゾーニングの設定

三富新田の歴史的景観の維持のため、農地、雑木林等維持する地域を特定し、地域に応じた維持方法を決定し実行する必要がある。

(1) 第1ステップとして上富エリアの詳細なゾーニングの設定をする。

図表1 三富新田エリアのゾーニングのイメージ

農業体験ゾーン	三富新田の農家の協力を得て、落ち葉掃き作業から始まる一連の循環型農業を体験するゾーン
雑木林散策ゾーン	多福寺周辺からケヤキ通りにかけての雑木林で散策を楽しむゾーン
学習ゾーン	多福寺や旧島田家住宅等に保存されている三富新田に関する歴史資料閲覧や開拓の歴史等をガイドによる説明が聞けるゾーン
味わいゾーン	ケヤキ通り周辺で、みよし野菜等を生かした飲食店が集中するゾーン（新規開店含む）

※上記ゾーンへの来訪者の利便性を考えると、核となる施設の整備および足となる交通網の整備が必要となる。また、各ゾーンを結ぶアクセスとなる歩道の整備や自転車道の確保などが求められる。いずれにしてもゾーン策定に当たっては、開拓時の地割が維持されているかどうかという視点での現地調査や、地元住民、特に農家の方々へのヒアリング、あるいは広く町民からの意見を集約し合意を得られることが求められる。

(2) 第2ステップとして地割の歴史的景観維持エリアの特定がある。

前述のゾーニングの内「農業体験ゾーン」の中から、開拓時代を残すエリアを「歴史的景観維持エリア」として特定する。このエリアについては、後述する「景観条例」の対象とすることや、長期にわたる落ち葉掃き協力（ボランティアの派遣等）といった地割景観維持のための方策を集中して実施し、確実な地割景観を維持する。

4.5.4 保全の手法としての景観条例の策定

景観法に基づき定める景観条例で決められた「伝統環境保存区域」では、景観維持のための助成制度があり、宅地造成や広告物の設置をする際には、届け出や許可を必要とするとした「規制」を行っている。自治体が景観を保全する意義として、その地域に住む住民が個性を持った美しい景観を生み出すことで、地域に誇りを持ち、より

強く愛着を感じるようになることといえる。また住民との協働によって景観条例等を制定することで、互いに共通認識を持ち、住民同士の連帯感が芽生えるという効果も期待できる。しかし、この条例化議論に入る前に、この条例を制定することによってどのような経済的かつ社会的効果が生まれ、加えてデメリットは何かを全町的に議論し、ごく一部の住民に大きな利益を誘導すること等があってはならない。

4.5.5 拠点整備の促進

平成 24 年 11 月に町で示された「上富地域拠点整備方針」を核に一層のブラッシュアップを行い、この地域の特性を十分生かした施設とする。建設・維持管理・運営等には、時代、住民のニーズを先取りし、民間資金等をうまく活用した方法を取り込む必要がある。安定した経営の継続を期待し、この施設が三富新田の知名度アップに繋がることを期待する。しかし、これらの政策実現に向けてはさらに多くの上富地域の住民、上富地域以外に住む町の人、三富を訪れる町外の人などの意見を集め、時代のニーズを適切に見定めて実行することが肝要である。これらの提言のうち今年度も継続提案として政策提言しているものもある。

5 今年度の研究について

昨年度の研究から、三富新田の認知度をもっと高め、町内外の人から三富新田に対する愛着を持ってもらうことで、三芳の宝である三富新田は守られていくと考えた。

そこで、今年度は、三富新田への町民へのアプローチをいかにしていくかを考える手掛かりとして、町民、特に上富地域以外の方を対象とした三富新田認知度調査を行った。次に、保全すべき地区はどこであるのかについて把握するため、屋敷地・耕地・雑木林の短冊型の地割景観が、現在でも比較的残されている地域を調査した。さらに、残された地割景観を保護するための方策としての法制度及び組織のあり方について調査した。

5.1 町民認知度調査

5.1.1 調査概要

町民の三富新田に対する認識や意見を把握するため、研究員により、図表 2 のとおり街頭アンケートを実施した。その結果、223 件の回答を得ることができた。

本調査では、

- (1) 三富新田を知っているか

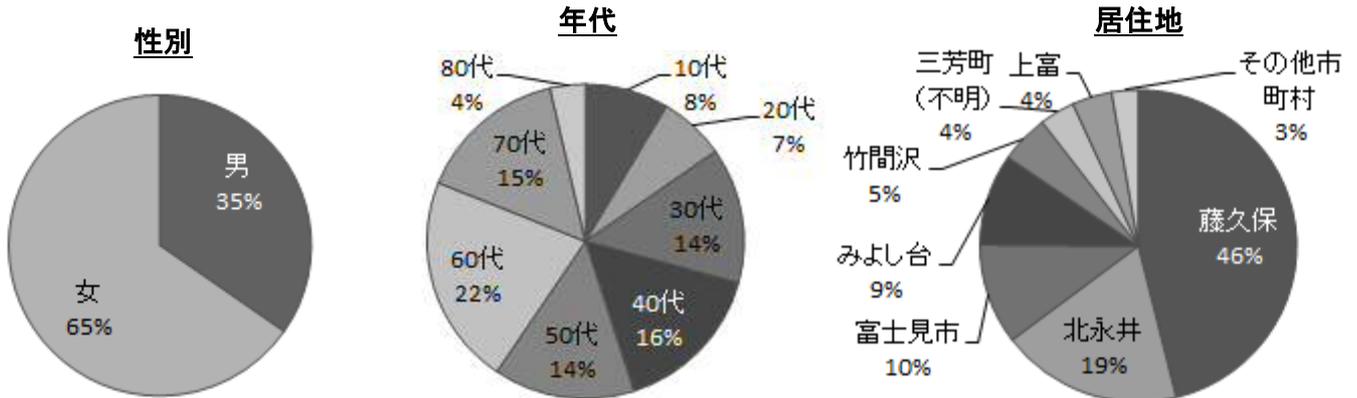
図表 2 認知度調査実施日程

調査日	調査場所	調査数
平成 25 年 8 月 24 日	藤久保公民館	70
	UNICUS 三芳	33
平成 25 年 8 月 27 日	みずほ台駅	44
	鶴瀬駅	55
平成 25 年 9 月 11 日	北永井児童館	21

(2) 三富新田について知っていることは何か
 (3) 三富新田の景観維持についてどう思うか
 (4) 維持のためには何が必要と考えるか
 の4項目について調査を実施した。

5.1.2 調査結果

● 回答者属性

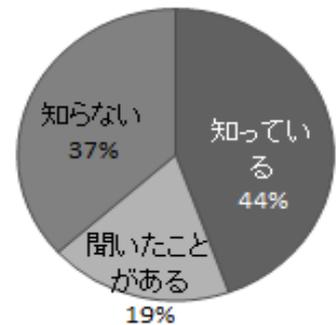


女性の回答者が65%であること、従来行われてきた調査と比較して若年層の回答が多かったことが特徴として挙げられる。

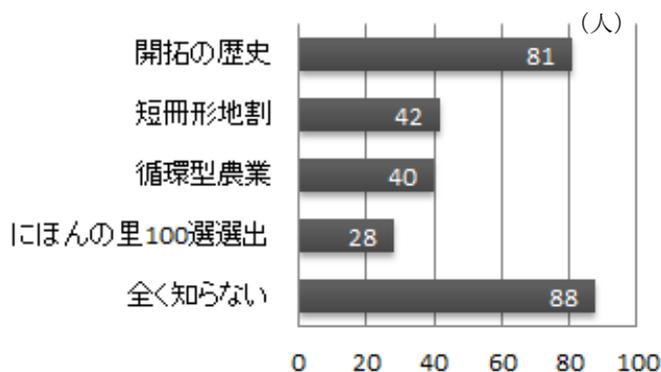
● 認知度・景観維持への考え

三富新田を「知らない」「聞いたことがある」と回答した人が半数を超えている。15 k m²という町の広さの中での認知度としては、決して高いとは言えない。また、平成22年に実施された三芳町住民意識調査中、町の誇り・宝として三富新田を挙げた人は5%に満たなかった。

三富新田を知っているか

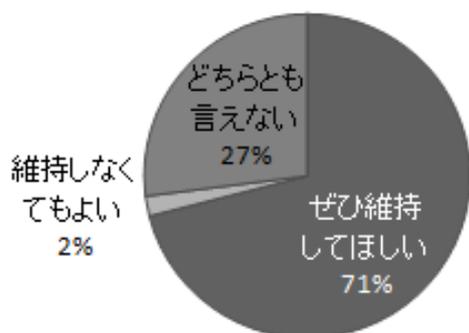


三富新田について知っていることは何か

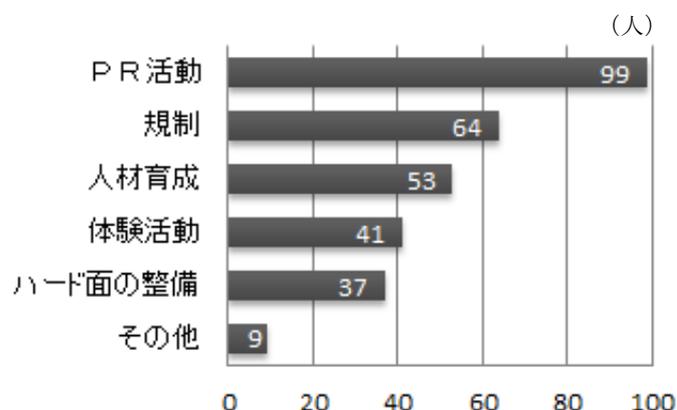


「三富新田」の名前のみを知っている人が3割強という結果となった。また、三富新田に関して知っていることとして最も多いのは、「開拓の歴史」で81人(95人中)。「地割景観」や「循環型農業」が評価されていることを認知している人はその半分程度となっている。

三富新田の景観維持についてどう思うか



維持のためには何が必要と考えるか



三富新田を「ぜひ維持してほしい」とする人は、7割を超えている。また、住民意識調査でも町の緑に価値を感じている人は多い。また、維持のために、PRが必要と回答する人が多いという結果となった。

また、その他の自由意見として、下記のようなものが寄せられた。

【自由意見（抜粋）】

- ・私は三芳町で育ち、三芳小でした。授業で三富の事を教えてもらって、記憶に残っていましたが、改めて思うと三芳町の財産であると思うので大切にしてほしいです。
- ・三芳町の貴重な財産として残すべく、PR活動を行って知ってもらうことが大切だと思います。
- ・観光地としての認知度を上げる活動をすれば、もっと活性化すると思う。あまりに知られていない。
- ・法的な援助が必要。
- ・一度無くしたら2度と出来ない。大切にしてください。
- ・町民（子ども）が親しめる体験できるように（楽しいこと）。
- ・残していくためには予算がかかる。ボランティアのただ働きに頼ってはダメ。

5.2 土地利用の現状

昨年度、雑木林、農地面積が残っている地域について調査した。農地面積に大きな減少はみられなかったが、雑木林の面積は年々減少していることがわかった。三富新田の景観は、屋敷地、畑、雑木林を一带としつながっている景観が美しいとされており、実際にこの3つが残存し今もその形を残している地域について「三芳町航空写真」および「土地の登記情報」を用いて調査した。凡例のとおり屋敷林、農地、雑木林と3つがつながって残っている場所だけに色を塗った。結果を図表3に示す。けやき通りより東の地区は関越道が通り分断されていることから、その景観を残していないとし、けやき通り以西の地区のみを調査対象とした。この地図からわかるように、その

景観がつながって残っている場所は、北側、南側の一部に限られることがわかる。この結果からも分かるように早急な地割景観の保全が求められている。

図表3 屋敷地、耕地、雑木林が一带となって残る地域



5.3 文化的景観保護制度

三富新田の地割景観の保全については、埼玉県の景観条例や埼玉県指定旧跡としての県文化財保護条例に基づいた規制があるものの、比較的緩やかな規制であるため、開発は進行し景観の維持が困難な状況になっている。そこで、三富新田の景観を保全する新たな方策として注目したのが、文化財保護法に基づく文化的景観の保護制度である。

文化的景観とは、都道府県又は市町村が定める景観法に基づく景観計画、景観区域内にある良好な景観を指す。文化財保護法第2条5項に「地域の人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）」と定義される。文化的景観は、日々の生活に根ざした身近な景観であるため、日頃その価値にはなかなか気づき

にくいものである。文化的景観を保護する本制度を活用することによって、その文化的価値を正しく評価し、地域で護り、次世代へと継承して行くことが出来ると考える。

さらに文化的景観のうち、文化財として特に重要な価値を有するものを、都道府県又は市町村の申出に基づき、国が「重要文化的景観」として選定する。

5.3.1 重要文化的景観選定基準

以下に、重要文化的景観の選定基準をあげる。

(1) 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地の内、我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの

- ①水田・畑地などの農耕に関する景観地・・・・・・・・・・農耕
- ②茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地・・・・・・・・採草・放牧
- ③用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地・・・・森林の利用
- ④養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地・・・・漁ろう
- ⑤ため池・水路・港など水の利用に関する景観地・・・・水の利用
- ⑥鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地・採掘・製造
- ⑦道・広場などの流通・往来に関する景観地・・・・・・・・流通・往来
- ⑧垣根・屋敷林などの居住に関する景観地・・・・・・・・居住

(2) 各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの。文化的景観の中で、特に重要なもので保護の措置が講じられているものについては、都道府県又は市町村の申し出に基づき、重要文化的景観に選定される。

5.3.2 届出等の規制

重要文化的景観に選定されたものについては、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合等、文化財保護法により文化庁長官に届出の義務がある。ただし、通常の生産活動に係る行為や非常災害に係る応急措置等においてはこの限りではない。

5.3.3 経費の補助・減税等

文化的景観の保存活用のために行われる様々な事業に対して、国からその経費の補助が行われるほか、重要な家屋について固定資産税が減額されるなど優遇措置がある。国庫補助対象の事業内容は以下のとおりである。

(1) 調査事業

自然的特性、歴史的特性、生活・生業上の特性などの観点から、文化的景観の価値を明らかにすること。

(2) 保存計画策定事業

重要文化的景観選定申し出に必要な文化的景観保存計画を策定し、保存の方針、運営体制、重要な構成要素等を定めること。

(3) 整備事業

重要文化的景観に選定されたものについて、整備計画の策定、案内板等の設置、重要な構成要素の修理・修繕等を行う。

(4) 普及・啓発事業

文化的景観の価値を広く共有するため、パンフレット作成、地域住民が参加する勉強会・ワークショップ開催等を行う。

5.3.4 重要文化的景観地域

平成 25 年 11 月 1 日現在、全国で 38 か所の選定を受けている。その中でも三富新田の構成要素と関係する、選定基準 1. 水田・畑地などの農耕に関する景観地、3. 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地を以下に示すものとする。(5.3.1 重要文化的景観選定基準参照)



写真1 小鹿田焼の里(大分県日田市)



写真2 酒谷の坂元棚田及び農山村景観
(宮崎県日南市)

5.3.5 文化的景観保護制度の流れ

(1) 法整備

地域の景観を保護するための法整備を行う。都市計画部門では、「景観計画の策定」、「景観区域の決定」、都市計画による「景観地区の決定」等が必要となる。文化財保護部門では、「文化的景観保全計画の策定」が必要になる。

(2) 調査

上記の計画等を策定するために、地域の文化的景観構成要素および範囲等に関する調査を行う。生活・生業・風土をキーワードとして、地域全体の見直しを行う。調査にあたっては、三富の「地域らしさ」を引き出すために、専門的な知識を有する、文化財保護担当者や、大学教授等学識経験者の起用が考えられる。

(3) 組織体制の整備

文化的景観保護制度の申請にあたっては、町内の関係機関を結んだ「景観保全委員会」や「景観保全協議会」のような組織が必要になる。ここでは、三富の価値の把握や普及・啓発、景観保全の担い手の育成、景観を永続的に保護していくための町内外との関係性の構築など、景観保全に関する全町的なマネジメントを行う。なお、構成メンバーとしては

- ・ 庁内関係（文化財部局、景観部局、都市計画部局、農林部局）
- ・ 学識経験者、専門調査機関等
- ・ 地域住民、関係団体等

(4) 地域住民への啓発

文化的景観保護制度は、住民の合意形成のための普及・啓発に係る事業の経費も補助対象となるため、以下のような啓発活動を行う。

- ・ 景観点検のためのワークショップの開催
- ・ 外部者との交流会やツアー
- ・ 勉強会や研修会
- ・ パンフレットや冊子の作成と配布
- ・ 幅広い年齢層に向けた取組み

5.3.6 三富新田の文化的景観保護における課題

三富新田は、3.2.1 で示したようにその結果、文化的景観の保護制度による保全が見込まれる地域として評価を受けている。一方で、景観保護の問題点・課題については以下のとおり指摘されている。（『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』2005年3月）

売却された屋敷地や平地林の跡地の一部に建設された倉庫や工場が地割の連続性を分断している。住民には三富新田が歴史的に重要であるという自覚はあるものの、景観保護の施策の展開については土地利用の規制に繋がることへの危惧から、あまり積極的な理解を示さないことが少なくない。屋敷林及び平地林については、生活様式の変化により屋敷地に近接する樹林の存在意義が低下してきているため、手入れの頻度が減少し面積も減少しつつある。平地林の維持管理については、ボランティアによる落ち葉掃きを実施してきた実績はあるものの、継続的な仕組みは確立されていない。また樹林地は農地と同等の課税ではないため、相続時に大きな負担となっている。

すでに存在する工場や倉庫の建物については、植栽等による修景を行うことにより、分断された地割の連続性の回復を図ることが望ましい。そのためには関係する自治体間で包括的な景観保護のための方針を確立することが急務である。このような視点から、生業及び生活への規制という不利益のみならず景観保護による住環境の豊かさの向上という利点について住民に十分な理解を求めめるための働きかけや、行政と住民が

一体となって景観保護に取り組むための意志疎通の場の形成など、さらなる工夫が必要である。平地林の存続については、平地林の手入れを行う経常的なボランティア組織を創設するなど、従来行われてきた各農家による維持管理に代わる措置とそれを継続させる仕組みの検討及び運用が求められる。

5.3.7 文化的景観保護制度についての自治体視察等

(1) 埼玉県教育委員会への視察

埼玉県教育委員会の指定文化財保護担当者の元に伺い、文化的景観の保護制度について詳細をご教示いただいた。その概要については、以下のとおりである。

【申請に必要な要件】

- ① 景観行政団体となること（町独自の景観計画、景観条例を策定すること）
- ② 重要文化的景観として申請する景観区域に係る保存計画の策定
- ③ 重要文化的景観を保存するために必要な規制を設けた条例の策定
- ④ 重要文化的景観の構成要素となる所有者の同意

【本制度のメリット】

- ・重要文化的景観に選定されることで、選定後に自治体が行う当該景観地の修理・修景・復旧などの費用の国庫補助が受けられる（補助率は事業費の1/2）。
- ・上記②、③の策定の段階で、住民説明会ワークショップ等を行うことで、地域の住民の意見を取り入れた保存計画策定となる。
- ・保存計画策定及び事前の調査、住民の合意形成のための普及啓発に係る費用も補助の対象となる。
- ・重要文化的景観に選定されることで知名度が向上する（重要文化的景観→世界遺産を目指す動きも出てきている）。
- ・細かな規制を計画等に盛り込むことで、町の重要文化的景観を保全し続けることができる。

なお、埼玉県教育委員会が発行する文化的景観保護制度の周知資料「未来に伝えよう 埼玉の文化的景観」には、三富新田が事例として大きく取り上げられており、県の担当者としてもぜひ町で文化的景観の保護に取り組んで欲しいという話であった。

(2) 平成 25 年度文化的景観保護実務研修会への参加

文化的景観について、資料収集による調査と併せて実例を調査する機会として、文化庁文化財部記念物課主催の平成 25 年度文化的景観保護実務研修会に参加し聴講した。文化的景観の評価、文化的景観保存計画・景観計画・住民の合意形成について、重要文化的景観選定後の取組・住民活動についてなど、先進自治体のパネルディスカッションを交えて文化的景観の保護の必要性和本制度の活用方法を学んだ。

(3) 新座市教育委員会への視察

新座市では、野火止用水が文化的景観の重要地域に選択されたことを受けて、平成17年度から重要文化的景観の申請に向けた準備を進め、平成23年度には「野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画」を策定している。このことから、先行する近隣の事例として参考にすべく、新座市教育委員会の担当者の元に伺いご教示をいただいた。計画策定の経過については以下のとおりである。

平成17年度・18年度 文化的景観保存活用調査の実施

平成18年度 景観法に基づく景観行政団体への移行

平成22年度 景観計画の策定・景観条例の制定

平成23年度 「野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画」の策定

保存計画の策定にあたっては、庁内の検討委員会と専門家や地元住民による策定委員会を組織し、検討を進めた。また、ワークショップ等の市民参加事業も継続的に実施し、文化的景観の普及啓発にも努めたという。ただし、保存計画策定には至ったものの、重要文化的景観の申請には至っていないという。住民の同意・住民の意識向上を進めることが重要であり、現在はその段階で止まっている状態である。

以上の調査事例等をふまえ、重要文化的景観に選定される条件として、まずは自治体として景観計画を策定する必要がある。そのうえで景観区域内の特に重要とされる区域を重要文化的景観として保全する。本調査により三富新田に文化的景観保護制度を適用することを是とし、まずはこれに向けた景観計画の素案を検討することとした。

5.4 適切な組織の研究

現在、三富新田の景観を維持するための活動、循環型農業を支える活動は、行政を含め、数々の団体が上富地域に関わっている。各団体、個別にそれぞれ目的をもって活動に取り組んでいるが、活動の継続は三富新田を維持することに繋がっているという点で、最終的に得られる効果は一致している。

しかしながら、活動を継続していくためには、人材、財源の確保が必要で、仕事をしながら活動している団体、ボランティアのみで行っている団体は活動を継続することが困難になっている。また、現在の課題として、数々ある団体は、それぞれ個別に活動を展開している場合がほとんどである。ただし、最終的な効果は一致しているため、各団体を包括的に管理し、活動を支援・支持する機関があれば、より効果を発揮でき、効率的な活動ができるのではないかと考える。

図表4 三富新田地域において活動する団体一例

団体名	主な活動内容
三富アライアンス	三富地域の農業や里山としての自然環境の維持・保全を目的として活

	<p>動する団体やグループ、あるいは企業・個人の緩やかな連携。 「三富・千人落ち葉掃き大会」「三富シンポジウム」等開催。</p>
さんとめねっと	<p>三富地域の魅力を多くの方々に伝え、実感していただくとともに、農家の人たちと地域に住む人々たちによる「協働」によって、このすばらしい地域を次世代に伝えていくことを目的とするネットワーク。 「会報等の発行」「平地林の管理・保全・活用活動（除間伐、落ち葉掃き、落ち葉堆肥づくりなど）の実施」「平地林をフィールドとした学習や遊びのイベント開催」等実施。</p>
三富地域 農業振興協議会	<p>三富地域を中心とした畑作農業地帯を対象とした平地林の適切な保全、活用を含む地域の総合的な農業振興を図ることを目的に設置された産官学民の協議会。 三富アライアンス、さんとめねっと等を支援。</p>
三富落ち葉野菜 研究グループ	<p>枝豆狩りと落ち葉掃きを定期的に行う。 その他、協力可能な事業等への協力やシンポジウムを不定期で実施。</p>
三富江戸農法の会	<p>「有識者を招いての講演会」「三富大豆の学校」「落ち葉掃き」等、様々な活動を実施。</p>
協働のまちづくりネット (みよしグリーンサポート隊)	<p>三富に係るものとしては、「雑木林の管理・手入れ」「三芳町の野菜販売」※三富に限らない「要請に応じ、武蔵野の雑木林の解説」等の活動を実施。</p>
農事組合法人 三芳すこやか部会	<p>エコファーマーとして、「環境にやさしい農業」 ①農作物が育つ土台となる〔土〕をつくる ②土や水を汚しかねない〔化学肥料〕を減らす ③生態系に影響を及ぼす〔化学農薬〕を減らす を実践。 様々な企業等へ野菜の卸業を行っている。（町の給食にも）</p>

5.4.1 組織主体の考察

では、どういった機関が主体となるのが適切と考えられるのか。以下、町を含め、考え得る組織主体のそれぞれのメリット、デメリットを挙げ、考察していく。

(1) 町の実施

町が三富に関する政策を実施する最大のメリットは、潰れることなどにより、やっていたこと全てがなくなってしまうことがないということにある。また、町の意向を直接反映でき、今ある職員と財源をなんとか融通させればよく、後述する新たな法人設立等による大きな初期投資は必要とならない。

しかしながら、これまでの三富新田に関する提案政策の状況を見ても、良い提言はあっても実現まで漕ぎつけているものが少なく、財政状況等によって配分される予算が大きく変動する。今後も、財政状況が飛躍的に改善する可能性は低く、財政硬直化宣言にも見て取れる通り、持続的、また多額な財政投資は難しい。

さらに、三富新田での活動分野は多岐に渡るため、現在の課室配置の中で特化した活動を行っていくことが難しい。その為、三富新田のための課を設置することが望ま

れるが、職員の定数計画を見ても、持続的に職員を配置していくことができるか、不透明である。

そのうえ、公機関であることから、平等性、公益性への配慮が強く求められ、収益を得ることやリスクを取ることも、その性質上難しい。

(2) 民間委託

三富新田事業を民間委託するメリットは、民間のもつネットワークを利用した事業展開が考えられることである。

ただし、現段階で“これ”というはっきりしたものがないため、何を委託するのかが問題となってくる。また、収益性など、民間企業にとっての魅力が必要である。

さらに、委託事業とすれば、委託費が必要となってくる。その上で、たとえ収益が出たとしても、その収益を三富新田の景観の維持・保全に用いていきたいという趣旨と委託先の意図とは合致しない可能性が高い。

(3) 既存団体への委託

現在ある農業団体や、協働のまちづくりグループ等へ委託するメリットは、新たに何かを始めるのではなく、これまでの取組みを活かした活動ができる点にある。三富新田や循環型農法に通じている人も多いため、豊かな取組みが期待できる。

しかし、農業団体等の団体所属者は、本業となる職があり、新たな活動に専念することは容易ではない。また、協働のまちづくりグループについても、現状の活動で手一杯な様子がかがえる。

既存団体から協力を得ることは、取組みを進めていく中で必要不可欠な事項ではあるものの、三富新田に関する取組み主体として挙げることは難しいと考えられる。

(4) 新たな法人の設立

ここでの法人設立とは、株式会社、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、特定非営利活動法人（NPO）を立ち上げることを指す。

三富新田の景観の維持・保全を目的とした法人を立ち上げるメリットは、三富新田に特化した活動に注力できる点にある。収益を得たり、三富新田に対する寄付等を募ることで、それを三富新田に係る新たな事業への投資や雑木林の保全に用いることができる。また、現在活動している団体と協力体制を構築することにより、三富新田をフィールドとした幅広い活動を展開していくことも可能である。

予算の制約や組織間調整に時間がかかるなど、何かと制約の多い行政と違い、「小回りが利く」、「意思決定が早い」と言われる法人的要素は、三富新田を再生に不可欠なものである。

とはいえ、法人は倒産の可能性がある。安定した収益事業が行えず、立ち行かなく

なった場合には0になってしまうことが危惧される。また、公機関と比べて信頼度が劣る。これまで協力してもらっていたようなことに関して、今後協力を得られるかについては未知数だ。

何より、法人設立のための初期投資が必要となってくる。これは、法人という体制を整える費用に加え、活動主体となるヒト、活動に必要となるモノを揃えるためのものであり、相当額となることが予想される。

以上より、これらの取組主体が三富新田の再生を行っていくこと考えたとき、信頼度や費用の問題など、解決していかななくてはならない点があるとしても、法人設立が最も有効的な手法であると考えられる。以下、法人のどの形態が最も適しているのかについて考察をしていく。

5.4.2 法人組織の比較

法人形態はさまざまであるが、その中で考えられる法人形態として、

- (1) 株式会社
- (2) 一般社団・財団法人
- (3) 公益社団・財団法人
- (4) 特定非営利活動法人 (NPO)

の4つが挙げられる。

(1)と(2)については、収益事業での大幅黒字や事業拡大による増収が見込める場合、収益を新たな投資に回すことなども比較的容易である。とはいえ、本事業において大幅黒字となる事業が現時点において想定できないため、これらの形態は設立に適さないと考えられる。

(3)と(4)については、原則非課税という点は両者同様だが、さらに、収益事業への課税において所得の20%までの範囲で「みなし寄付」が認められること、法人税には軽減税率が適用されること、預金金利などの金融収益も非課税になっていることなどの点において(3)のほうが優遇されている。また、(4)は住民主体のイメージが強いのに対し、(3)は公機関が関わっているイメージが強い。三富新田の景観維持・保全を目的として活動していくことを考えると、公機関が関わっているという安心感はあった方が良くであろう。

総じて考察した結果、(3)の公益社団・財団法人設立が望ましいという結論に至った。以下には、その設立に関するこの研究結果を示す。

5.4.3 公益社団・財団法人の設立要件

公益社団・財団法人（以下、公益法人）を設立するに当たっての要件とはどのようなものか。

公益法人となるには、まず、一般社団・財団法人（一般法人）として成立することが必要である。その上で、主務官庁(埼玉県知事)により公益認定を受けることにより、公益法人となることができる。この認定は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づくもので、23事業（図表5）が挙げられている。

では、そもそも一般法人の設立に必要な要件とは何なのか、図表6に、必要なヒト・カネについて示した。参考として、類似しているとされるNPO法人についても記している。申請の際は、これらの要件を満たしたうえで、公益法人化を行っていくことになる。

図表5 公益目的事業 別表23事業

<ol style="list-style-type: none"> 1.学術、科学振興（を目的とする事業；以下同様、略） 2.文化、芸術振興 3.障害者、生活困窮者、事故・災害・犯罪の被害者の支援 4.高齢者福祉の増進 5.勤労意欲のある人への就労支援 6.公衆衛生の向上 7.児童、青少年の健全育成 8.勤労者の福祉向上 9.教育、スポーツを通じて国民の心身の健全発達に寄与 10.犯罪防止、治安維持 11.事故や災害の防止 12.人種、性別などによる不当差別の防止、根絶 13.思想及び良心の自由、信教の自由、表現の自由の尊重や擁護 14.男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進 15.国際相互理解の促進、開発途上国への国際協力 16.地球環境保全、自然環境保護 17.国土の利用、開発、保全 18.国政の健全な運営確保に資する 19.地域社会の健全な発展 20.公正、自由な経済活動の機会確保 21.国民生活に不可欠な物資、エネルギーの安定供給の確保 22.一般消費者の利益の擁護、増進 23.その他、公益に関する事業として政令で定めるもの

図表6 法人の設立に必要な要件

	NPO法人	一般社団法人	一般財団法人
--	-------	--------	--------

設立に必要な構成員 (正会員等)の人数	10人以上	2人以上	1人以上
設立に必要な役員等 の人数	理事3名以上 監事1名以上	理事1名だけでも 設立可	理事3名以上 監事1名以上 評議員3名以上
設立に必要な財産 (基金)の額	0円でも設立可	0円でも設立可	300万円以上
設立手続きに必要な 経費	なし	定款認証手数料：約5万2000円 登記時の印紙代：6万円	
設立手続きに必要な 期間(目安)	4ヶ月程度(所轄庁 の審査が必要)	2～4週間程度(登記のみ)	

5.4.4 事例研究

様々な事例研究を行ったが、その中でも、今後、役立ちそうだと判断される事例について、4つ取り上げて紹介する。

(1)財団法人 鉄の歴史村地域振興事業団(島根県雲南市)

本法人は、「地域の産業×歴史×文化」を発信するため、地元市の呼びかけで作られた財団法人である。

①設立趣意(抜粋)

「鉄の歴史村」が築こうとしている日本の鉄の歴史文化の集大成は、全国的にストックされている地域社会の鉄生産に関するさまざまな歴史情報の活性化を促すばかりでなく、国際的にも日本の基幹産業の文化的背景として、その理解を深めるために大きく役立つものとするを目的としている。

設立は、地域社会が未来に対して、文化の面でも、経済的にも、より豊かになるためのパイロット事業としての使命を果たし得るものと考えます。

②概要

所在地：島根県雲南市吉田町吉田 892 番地 1

設立年月日：平成 24 (2012) 年 4 月 1 日



写真3 財団法人 HP

賛助会会員数：団体 14／個人 129

③役員構成

評議員	天根 定幸	
	大家 眞木子	
	岡田 盛行	
	河角 守雄	
	高岡 裕司	(株) 吉田ふるさと村 代表取締役
代表理事	速水 雄一	雲南市長
業務執行理事	田部 寛茂	(公財) 鉄の歴史村地域振興事業団
理事	影山 邦人	アエラ地域文化デザイン室代表
	久我 俊子	元加茂町文化協会会長
	小島 彰	(一社) 日本鉄鋼協会専務理事
	相良 英輔	広島経済大学教授
	田中 雅章	元住金鉱化(株) 代表取締役社長
	鳥谷 智文	松江工業高等専門学校 准教授
	永田 和宏	東京藝術大学教授
	堀江 正治	雲南市教育委員
監事	井上 量夫	(株) 田部常務取締役
	河野 潤	(株) 山陰合同銀行掛合支店長

④事業内容

- ・ 賛助会員の募集活動
- ・ 機関紙『鉄の歴史村』の発行
- ・ 講演会の実施（鉄の歴史村フォーラム 2013 等）
- ・ 体験事業（うんなんこども冒険団、ものづくり大学、鉄・体感イベント等）
- ・ 公開展示施設の運営と活用

⑤公益財団法人への移行申請

平成 23 年 5 月 22 日 公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団の定款承認
 9 月 20 日 島根県公益認定等審議会へ公益申請書を提出
 11 月 18 日 島根県公益認定等審議会より答申
 平成 24 年 3 月 21 日 公益認定
 4 月 1 日 財団法人鉄の歴史村地域振興事業団の解散

公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団の設立・登記

(2) 一般財団法人むなかた地域農業活性化機構（福岡県宗像市）

〔農業×地域活性〕として、2市とJAの共同出資により設立された財団法人である。



① 設立趣意（抜粋）

一般財団法人むなかた地域農業活性化機構は、むなかた地域の農業の一体的な発展を目指して、宗像市、福津市、JAむなかたの3者の共同出資により設立された団体です。

写真4 財団法人HP

② 概要

所在地：福岡県宗像市東郷四丁目3番地1号（JAホール内）

設立年月日：平成22（2010）年9月1日

③ 役員構成

評議員	谷井 博美	宗像市長
	小山 達生	福津市長
	伊規須 国光	宗像農業協同組合代表理事組合長
代表理事	宮部 武文	宗像市副市長
業務執行理事	船津 重敏	宗像農業協同組合営農振興部長
理事	小田 達也	福津市副市長
	小島 信昭	宗像農業協同組合代表理事専務
	亀石 敏嗣	宗像農業協同組合常務理事
	三好 康之	宗像市産業振興部長
	荻原 哲夫	福津市地域生活部長
	井上 康幸	宗像市産業振興部農業振興課長
	石村 清治	福津市地域生活部農林水産課長
監事	中野 和久	宗像市経営企画部長
	荻原 益美	福津市総合政策部長

④ 事業内容

- ・担い手経営改善事業（雇用システム実証事業、農業体験農園開設モデル支援等）
- ・後継者育成支援事業（新規就農者育成支援、若手女性農業者育成支援等）
- ・生産流通振興支援事業（直売所振興支援、特産品開発等）
- ・農地利用集積円滑化事業（農地の貸借に関する相談窓口、農地所有者代理事業等）
- ・広報紙発行、HP 運営、表彰事業

⑤事業収支予算例

（平成 22 年度）

【収入の部】

科目		予算額	摘要
1. 事業収入	委託料収入	3,058	委託料（宗像市） 2,182 千円 委託料（福津市） 876 千円
	負担金収入	183	宗像地区任協研修会参加者負担金等 128 千円 若手女性農業者交流会参加者負担金 30 千円 大豆巡り参加者負担金 25 千円
2. 補助金収入	補助金収入	2,000	利用集積交付金
3. 負担金収入	負担金収入	11,120	負担金（JA） 4,215 千円 負担金（宗像市） 2,360 千円 負担金（福津市） 1,855 千円 負担金（ノーサイ） 140 千円 利用集積の内維持管理負担金 2,550 千円
4. 雑収入	受取利息	2	預金利息
	その他	1	その他雑収入
収入の部合計		16,364	

【支出の部】

1. 事業活動費 721 万 8 千円
2. 業務管理費 904 万 6 千円
3. 予備費 10 万円

(3)財団法人田子町にんにく国際交流協会（青森県田子町）

平成 5（1993）年 4 月に 2100 万円の出資で、にんにく物産の振興、国際交流の推進を目的に設立された財団法人であり、以下の事業を行っている。

- ・姉妹都市、友好都市との国際交流関連事業
- ・にんにく産業振興事業 収益事業
- ・店舗販売、通信販売、卸販売（ガーリックセンター）

- ・業務用になにく加工品の製造（第二工場）

この財団法人の特徴は、平成 21 年まで、少なくとも 5 年にわたり黒字収支となっている点である。中でも、平成 18 年度には、約 1 億円の経常損益が出ている。これは、田子町産になにくのブランド化、及び 6 次産業化の成功によるものが大きい。

(4) 公益財団法人京都地域創造基金（京都府）

平成 21（2009）年 3 月 26 日、独自の寄付の仕組みを生み出すことで、「市民の主体的な活動」（NPO 活動等）を支え、寄付者の想いに沿った助成を行う財団法人である。また、財団だけでは実現できない事業や仕組みについても、金融機関や NPO の情報開示・認証の仕組み等との連携のもと積極的に研究、検討し提供している。

この財団法人の特徴は、財団法人設立に必要な基本財産を、自治体や企業の単体拠出でなく、300 人をこえる市民からの寄付により賄ったという点である。市民による市民のための財団と言う点に力点を置き、半年間で 300 万円（1 人につき 1 万円、すなわち 300 人の賛同者）が集まらなければ、財団法人設立を白紙に戻すという信念をもって、財団法人を設立している。



写真 5 財団法人 HP

6 政策提言

6.1 三富新田再生の将来像（目指すべきビジョン）

3.3 でも述べたように、三富新田が現在認められている価値を最大限に発揮できるような土地・地域にすること、三富新田を将来的にも三芳町の誇りとして、また訪れる人をも魅了する場所としていくことが三富新田の再生であると定義している。

そこで本プロジェクトチームが目指す三富新田の将来像を図表 7 に示すこととする。この将来像の中から緑地保全、景観保全、コミュニケーションの場づくり、それらを管理する適正な組織体制の大きく 4 つの政策を提言する。

6.2 地域ぐるみの緑地保全

昨年度、政策研究所「緑の保全・活用」プロジェクトチームの提言を参考に、緑地保全策を提言する。三富新田マンパワーを要する雑木林の整備は土地所有者にとって大きな問題である。維持管理が行き届かず荒廃する雑木林は少なくない。そこで行政が仲介役となり、土地所有者、町内企業、ボランティア団体、地域住民等、地域が一体となって三富新田の緑を保全・活用していく政策を提言する。

6.2.1 制度の概要

- (1)町が仲介役となり、企業が土地所有者から無償で土地を借り受ける（土地所有者は管理を町・企業へ委任する）
- (2)借り受けた企業は社会貢献活動として、自ら森づくり活動を行う、または町を通してボランティア、市民団体等へ緑地整備に必要な経費や資機材を寄付・提供する。
- (3)町とボランティア、市民団体等は、企業の活動支援金により緑地の保全整備や普及啓発活動を行う。
- (4)地域住民や企業関係者はこの緑地の保全活動を通じて三富新田への親しみ・地域との交流を図ることができる。

6.2.2 土地所有者等のメリット

(1)土地所有者

ボランティア団体等の協力により土地所有者の維持管理が軽減される。地域へ無償で緑地を公開することで地域に貢献できる。

(2)企業のメリット

社会貢献活動のPRや地域との交流の場として地域住民の理解を得ることができる、また社員研修の場として利用することができる。

(3)町・ボランティア団体等のメリット

民有地であるが貴重な三富新田の緑を地域の力で維持・保全することで地域の環境保全にも資することが可能となる。また緑地を活用したイベント等を実施することもできる。

(4)地域住民

子どもたちを中心に落ち葉掃き等の環境教育を体験、また緑地を活用したイベント等に参加できる。

土地所有者の理解、企業または緑地保全団体をはじめとする地域団体の協力無くしては成り立たない施策である。しかし民有地である雑木林に地域住民全員が関わり守っていくことで、その土地の価値は高まる。地域にとって大切な場所となれば、土地所有者にとっても大切な場所になる。行政の補助にも限界があり、また土地所有者だ

けの緑ではなく、周辺住民への良好な環境を造りだしている緑を、地域ぐるみで維持管理していくことが保全への第一歩と考える。

6.3 景観計画の策定

景観法に基づく「景観計画」により上富地域の景観を保全していくことを提案する。景観計画は、景観行政団体が良好な景観の形成を図るための計画である。景観行政団体とは、景観法に基づき行為規制等の権限を行使する自治体であり、景観計画を策定するうえでは、まず景観行政団体となる必要がある。景観計画の策定により三富新田の貴重な景観資源を保全・活用し、良好な景観を創出していくことや、快適な生活環境と地域活性化を図り、次世代に継承していくこと目的とする。

6.3.1 景観計画の概要

景観計画は、良好な景観形成の理念や景観形成をする区域、その区域内で守るべき基準などを定め、個性ある美しいまちづくりを進めるための町・町民・事業者等の共通のビジョンとなるものである。以下のような内容を計画として定める。

- ・景観計画区域
- ・景観計画区域の良好な景観形成のための方針
- ・景観計画区域の守るべき景観形成基準
- ・良好な景観形成のための行為の制限
- ・屋外広告物の表示等に関する方針
- ・町・町民・事業者の基本的役割 等

上記の内容を計画に位置付け、一定規模以上の建築物の建築行為等について、事前協議や届出を義務付けることにより、建築行為に規制誘導をかけることができる。景観形成基準に適合しない場合、届出者に対して基準に適合するよう勧告し、また建築物又は工作物の形態意匠について設計変更の変更命令も可能とする。この変更命令に従わない場合、罰金等を科すこともできる。

6.3.2 三芳町の景観形成

現状の三芳町の景観形成は、埼玉県景観条例、景観計画に基づいて景観形成が行われている。三芳町全体が県の景観区域に指定され、一定規模を超える建築や物件の堆積などの行為をする場合、景観区域ごとに定める景観形成基準を踏まえた上で、外観の色彩やデザインなどについて届出が必要とされている。しかし、埼玉県の基準では、県内全域に該当するよう基準が定められているため、建物のデザインや配置、外壁や屋根、看板等の色に細かな指定はない。上富地域に合った良好な景観を形成するためには、町独自の景観計画、それを補完する景観条例を策定する必要があると考える。

6.3.3 上富地域景観計画

上富地域における景観計画の策定にあたり必要な項目、具体的な基準等を以下に提案する。

(1) 上富地域の景観特性

上富地域は三芳町西部に位置する三芳を代表する畑作地域である。上富の景観といえば、江戸時代に開拓された三富新田の地割景観である。この地割は細長い短冊状を有しており、一様に間口 40 間 (76m)、奥行き 375 間 (約 712.5m) の規模を持つ。「六間道」と呼ぶ街道 (現在の県道 56 号線、町道 2 号線) に沿って、屋敷と屋敷林が並び、その奥に境界木によって区画された畑地が連続し、最奥部には平地林が位置する。この区画が連続することにより、広大な畑作と樹林地帯が展開する。またこの区画を活かした落ち葉堆肥による循環型農業も今もなお継承されている。また開拓に合わせ開拓者たちの菩提寺となった「多福寺」、多福寺の境内に建立された「木の宮地蔵堂」、明治 7 年まで寺子屋として開かれていた三芳最古の民家「旧島田家」など歴史的寺社等の姿も見られる。さらに三富新田開拓者へ感謝を祝う上富まつりや木の宮地蔵堂の縁日などの伝統文化も沢山継承されている。これらの歴史や文化が育まれた武蔵野のふるさとも感じる景観こそが上富の特性であり、後世に残したい景観である。

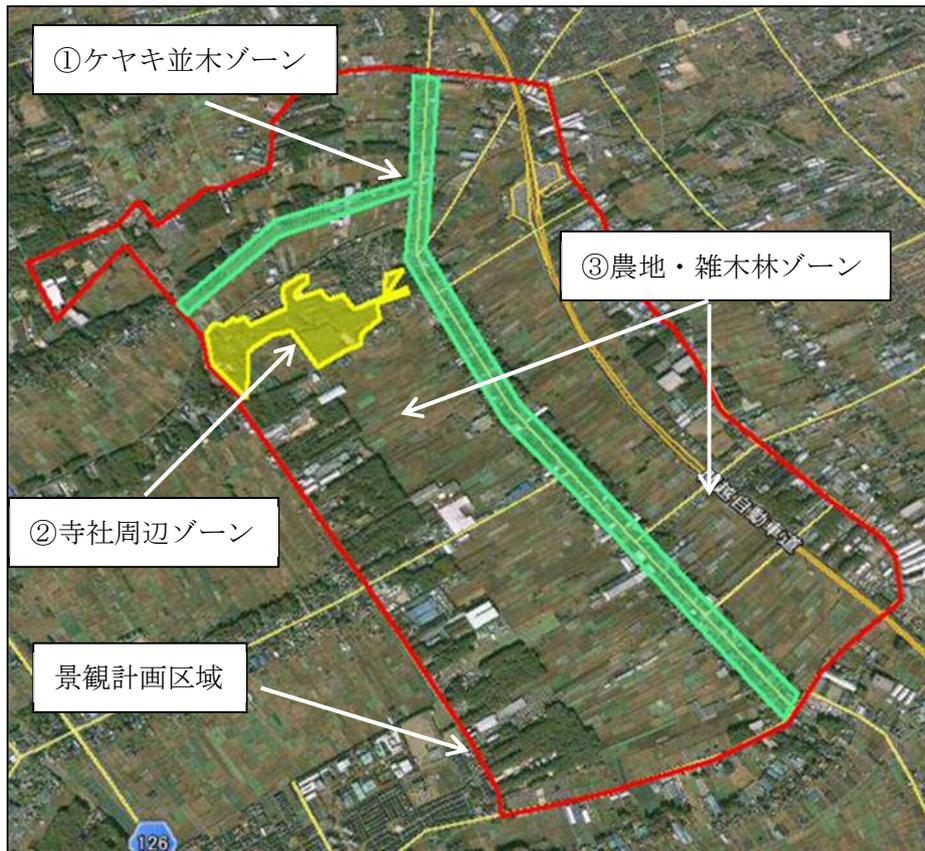
(2) 景観計画区域

上富らしい良好な景観の形成を総合的に進めるため、景観計画区域は上富地域とする。またその中でも景観特性等により 3 つの景観ゾーンに区分する。

ゾーン区分	ゾーン特性
①ケヤキ並木ゾーン	県道 56 号さいたまふじみ野所沢線および町道幹線 2 号線沿いに続くケヤキ並木により良好な景観が形成されている。このケヤキは江戸時代から続く三富新田の屋敷林にあたり、埼玉県のみならず、並木道および町の景観八景にも指定され、町のシンボルとして町民からも親しまれるエリアとなっている。
②寺社周辺ゾーン	三富開拓農民の菩提寺である多福寺、富の地蔵さまとして古来より人々に親しまれている木の宮地蔵など、歴史的・文化的な資源により形成されるエリアである。境内及び周辺の雑木林では様々な祭事が行われ、町民に親しまれる文化的な景観となっている。
③農地・雑木林ゾーン (①、②以外)	屋敷林に続く短冊形の農地では、首都圏 30 キロ圏内でありながら、豊富な作物が育ち、また 300 年以上続く循環型農業も継承されている。農地のさらに奥に広がる県

	<p>のふるさと緑の景観地にも指定される雑木林（平地林）が地域の潤いを与えている。しかし、一方でこの雑木林が相続時に多額の税負担となり、売却せざる得ない状況となり倉庫や資材置き場等が開発されている。農地と雑木林が創り出す「ふるさと」と言うべき貴重な武蔵野の原風景が形成されている。</p>
--	--

図表 8 3つの景観ゾーン



(3) 景観区域における良好な景観形成に関する方針

ゾーン区分	景観形成に関する方針
ケヤキ並木ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ けやき並木と調和したまちなみづくりとする。 ・ みどりと調和した沿道景観の形成を進める。
農地・雑木林ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地と緑地を連続させながら、人々が自然と触れ合える景観づくりとする。 ・ ふるさとの里山に出会える、憩いと安らぎのある景観づくりとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの調和に配慮した商業系、流通・工業系建築物の景観形成を進める。
寺社周辺ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・寺社等と周辺雑木林の歴史的・文化的資源が複合した文化的景観づくりとする。 ・地域に蓄積された歴史・文化をまちなみ景観に活かし後世に継承する景観づくりとする。

(4) 良好な景観形のための行為の制限に関する事項

上富らしい良好な景観形成を進めるため、景観形成基準を定め、景観形成の誘導を行う。また一定の工作物の建設等の行為に対し、届出による規制を行う。

①届出対象行為

届出の対象となる行為の種別および規模を次のとおり定めます。()は現行の埼玉県
の景観計画による内容である。

行為の種別		行為の規模
建築物の 建築等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築または移転 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが10m (15m) を超えるもの ・敷地面積が500 m² (1,000 m²) 以上のものとし、同一の者が当該行為を複数の隣接する敷地において行うときにあつては、その敷地面積の合計とする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更であつて、当該建築物の外観の変更の面積が各立面で10分の1 (3分の1) を超えるもの 	
工作物の 建設等	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新設、増築、改築または移転 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが10m (15m) を超えるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更であつて、当該工作物の外観の変更の面積が各立面の10分の1 (3分の1) を超えるもの 	

※上記の届出対象に満たない行為は届出除外行為とする。

②景観形成基準

建築物の配慮事項（各ゾーン共通）

配慮事項	
配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・町の景観資源（文化財、保存樹木等）と調和させる ・現状の地形を活かした土地利用に努め、造成による地形の変更は最少限にとどめる。 ・現存の樹木は、できるだけ残すような建築物の配慮とする。
外壁・屋根等	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁は分節化するなどし、圧迫感を抑え、単調にならないようにする。 ・外壁・屋根等の素材等は、周辺のみどりと調和させる。 ・屋根または軒の高さは、周辺のまちなみやみどりととの連続性をつくる。 ・まちなみの連続性に配慮し、周囲と調和する形態・素材・色彩を用いる。 ・色彩は特別の事情がない限り、原色を用いない。 ・色数をできる限り少なくするとともに、際立つ色彩の使用面積は最小限度とする。
屋 外 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物との一体化やルーバー等の設置など、周囲から見え方を工夫する。
外構・植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する部分は、樹木による生垣等を設ける。 ・流通・工業系建築物の敷地の外周部は、中高木の植栽等により、緩衝緑地を設ける。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物は、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。
照 明	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁・屋根等に付属する照明は、周辺に影響しないよう工夫し、点滅する光源は使用しないものとする。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・みどり等の景観資源が美しく映えるよう、穏やかな安らぎの感じられる色彩とする。 ・外壁の色彩は、基調色補助色の配色のバランスを整える。 ・主要な部分は、極端な高明度および低明度の色彩の使用を避け、周囲のみどりに調和させる。 ・商業系建築物、流通・工業系建築物の基調色は、彩度（鮮やかさ）を抑える。

建築物の配慮事項（ケヤキ並木ゾーンのみ）

配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ケヤキ並木等によるみどりの景観が連続する配置とする。

配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺のまちなみに配慮した配置とする。 ・ケヤキの保全に配慮した配置とする。
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは既存のケヤキ並木や周辺建築物郡のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避け、周辺からの見え方に工夫する。 ・周辺からの見え方に配慮し、ケヤキ並木の景観との一体性や調和を図る。
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・形態・意匠は建築物自体のバランスだけでなく、ケヤキ並木のみどりや周辺のまちなみと調和を図る。 ・外壁はケヤキ並木に面する壁面を分節化し、長大な壁面を避け、圧迫感の軽減を図る。 ・屋根・屋上に設備がある場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲の見え方に配慮する。 ・建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物本体と調和を図る。 ・著しく目立つ屋外広告物の掲出は避け、広告物の規模、形態、色調は設置する建物の壁面の大きさや色彩、周辺のまちなみとの調和に配慮する。
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・外構は敷地内のデザインのみでなく、隣接する敷地や道路など、周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とする。 ・敷地内ではできる限り緑化を図り、ケヤキ並木のみどりと連続させる。 ・道路に面した部分は生垣による緑化を推奨し、ケヤキ並木と調和のとれた樹種を選定する。 ・夜間の景観を落ち着きあるものとし、過度な照明を使用しない。

③建築物および工作物の色彩基準（勧告および変更命令基準）

色彩基準では、建築物の基調色、補助色、強調色、屋根色について、色彩と面積比の制限を設ける。届出対象行為が色彩基準に適合しない場合は、勧告または変更命令の対象となる。

※基調色とは、全体のイメージとなる土台の色、ベースカラーとも呼ばれ、配色の中で最も広い部分を占める色となる。補助色とは、建築物や通りの外観の表情をより豊かに演出するための色、強調色とは外観にアクセントをつける場合等に使用する色である。

ア．色彩について

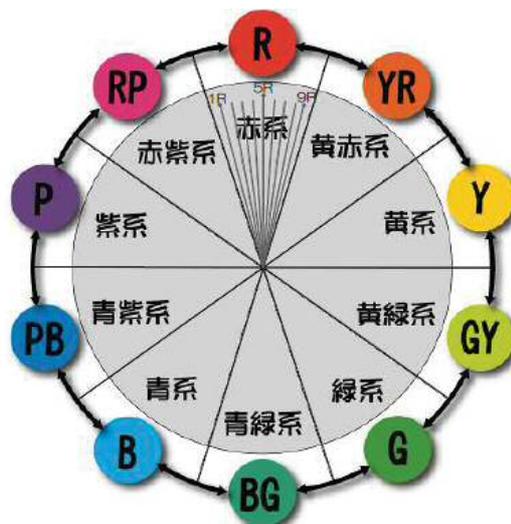
日本工業規格（JIS）の標準色として利用されている「マンセル表色系」を用いて色

彩を表現する。マンセル表色系とは、1つの色を「色相 (hue)」、「明度 (value)」、「彩度 (chroma)」の3属性で表すもので、これにより色彩を定量的に表現することができる。

【色相 (色合い)】

色相は「色合い」のことで、赤 (R)、黄 (Y)、緑 (G)、青 (B)、紫 (P) の主要色相と、その中間色相である黄赤 (YR)、黄緑 (GY)、青緑 (BG)、青紫 (PB)、赤紫 (RP) の合計 10 色相 (図表 9 参照) を更に 10 分割して尺度化したものである。

図表 9 マンセル色相環



【明度 (明るさ)】

明度は色の「明るさの度合い」のことで、0～10 の数値で表す。明るくなるにつれて数値が大きくなる。

【彩度 (鮮やかさ)】

彩度は色の「鮮やかさの度合い」のことで、0～14 程度の数値で表す。鮮やかになるにつれて数値が大きくなり、彩度が 0 で無彩色となる。

イ. 外壁等の色彩 (基調色・補助色・強調色)

建築物の外壁および工作物の外装 (以下「外壁等」という。) の色彩 (着色していない石、土、木、レンガおよびコンクリート等の素材で仕上げる部分を除く。) を図表 10 の色彩基準の表のとおりとする。

ウ. 外壁等の色面積比の考え方

・基調色

外壁等の各面 4/5 以上は、基調色の基準に適合した色彩とする。

・補助色

外壁等を豊かに演出する場合には、外壁等の各面の 1/5 以下で、補助色の基準に適合した色彩とする。

・強調色

外壁等にアクセントをつける場合には、外壁等の各面の 1/20 以下で、強調色を使用することができる。ただし、補助色との合計面積は、1/5 以下とする。

エ. 屋根の色彩

建築物の屋根の色彩 (陸屋根または着色していない金属材、素焼瓦等の素材で仕上げる部分を除く。) を図表 10 の色彩基準の表のとおりとする。

図表 10 外壁等の色彩基準

項目		色相	明度	彩度
外壁等	基調色	赤系、黄赤系、黄系 OR (10RP) ~5.0Y	4以上8.5以下	3以下
		黄緑系、緑系、青緑系、青系、 青紫系、紫系、赤紫系 その他	4以上8.5以下	2以下
	補助色	赤系、黄赤系 OR (10RP) ~5.0YR <small>(5.0YRは含まない)</small>	3以上8.5未満の場合	4以下
			8.5以上の場合	1.5以下
		黄系 5.0YR~5.0Y	3以上8.5未満の場合	6以下
			8.5以上の場合	2以下
	黄緑系、緑系、青緑系、青系、 青紫系、紫系、赤紫系 その他	3以上8.5未満の場合	2以下	
		8.5以上の場合	1以下	
強調色	自由			
屋根	黄赤系、黄系 0YR (10R) ~5.0Y	6以下	3以下	
	黄緑系、緑系、青緑系、青系、 青紫系、紫系、赤紫系、赤系 その他		1以下	

④景観まちづくりの主体と役割

上富地域らしい良好な景観形成を進めていくには、町民・団体・事業者・町が役割を認識し、協働で取り組むことが大切なことから、それぞれの役割を定める。

(1)町民・団体の役割

景観は、町民の生活に関わりを持ちながら形成されていく町民共有のものである。地球環境が温暖化へと変化する中、温室効果ガスの抑制など三富新田の雑木林などが地域に与えている効果を考えると、もはや共通資産であると言える。景観のまちづくりの主体は町民や地域で活動する団体であり、良好な景観の形成への身近な取り組みが原動力となる。こうしたことから、町民・団体が協力し合い、主体的に景観のまちづくりへの参加に努めるものとする。

(2)事業者の役割

事業者は、良好な景観の形成の重要な役割を担い、培った技術や経験を活かし、景観のまちづくりへの積極的な参加・協力に努めるものとします。

(3)町の役割

町民・団体や事業者による景観まちづくりを支える推進役として、良好な景観の形成に関する施策を計画的に実施する。新たな施策については、町民・団体や事業者の意見を適切に反映し、計画的に実行する。

6.3.4 景観計画策定による効果

景観計画の策定により期待される効果として、一番期待することは、町民、事業者の三富新田への誇りと愛着が醸成することである。一定の規制に係るものの、住民主体のまちづくり(景観保全)が推進されることで、地域での三富新田の価値は確実に大きくなる。個人の所有物であれ、地域にとって重要なものは、やがて町全体の財産となり、町全体からの理解を得ることができる。そういったことの積み重ねが、相続税による雑木林の売却や維持管理の負担など三富新田が抱える問題の解決策に繋がると考える。計画策定には地域の思いを十分に反映させ、無理のない景観形成となるよう協働により進める必要がある。



写真6 三富新田地割景観



写真7 上富ケヤキ並木通りの様子

6.4 三富をフィールドにしたコミュニケーションの場所づくり

三富新田の啓発、ひいては人を集めるには「場所づくり」が必要である。三富新田に人が集まる拠点となる施設を整備することで、地域活性化や賑わいを呼び、三富新田の魅力を町内外にPRすることにつながる。ここでは、移動販売と青空市、また古民家を活用したカフェで三富に人を集める政策について考察する。

6.4.1 移動販売と青空市の開催～外から人を呼び込むために～

(1)趣旨

①必要性

三富地域に外から人を呼び込むためには、いくつか越えなければならないハードルがある。

第1に「公共交通機関(電車やバス)のアクセスの悪さ」が挙げられる。三富地域は駅から遠く離れていて、鉄道の場合はバスに乗り継ぐ必要があるが、現在運行

しているバスのダイヤや経路は、地元住民を対象としているため、観光に利用するには不便と言わざるを得ない。第2に町には、余暇や娯楽の施設が少ない。つまり、三富新田には豊かな緑や歴史ある文化財など、「見る」ものはあっても、ゆっくりと食事をしたり、遊んだりする場所がないため、三富地域をわざわざ訪れてみようという人は少ない。こうした町の弱みを突破して、「三富新田」が多くの人の注目を集め、時間とお金を使ってでも訪れたいような場所にするためには、三富をフィールドにして、観光に欠かせない「見る・遊ぶ・食べる」の3つの要素を満たす場所づくりが必要である。

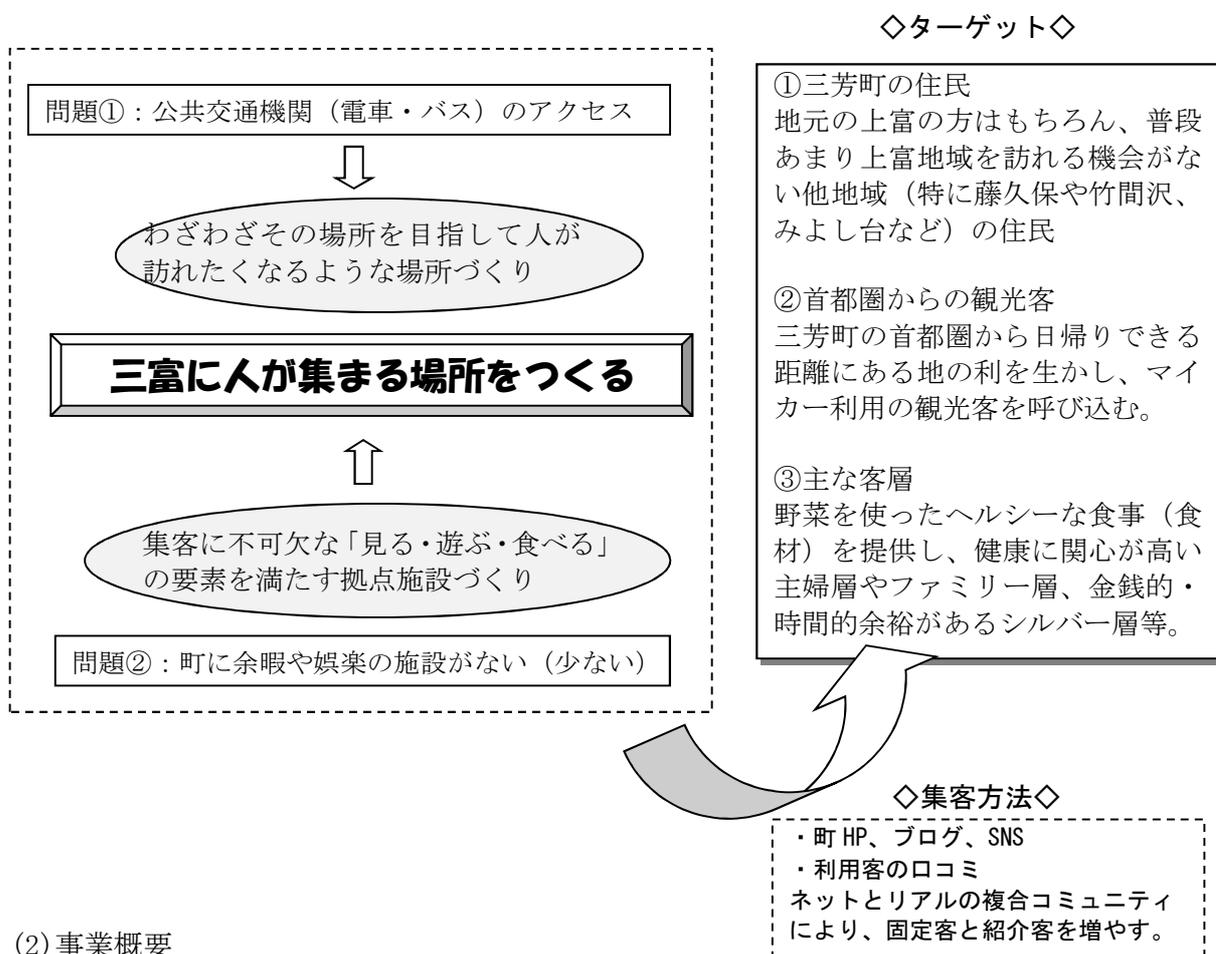
②ビジョンと目的

三富新田に多くの人を呼び込むには、時流をつかむことも重要である。今のトレンドである、健康志向や自然回帰の流れを汲んで、田舎や自然食に注目が集まっている。それは、三富新田の特徴である、首都圏から日帰りできる距離にありながら豊かな緑が広がっていること、名産のさつまいもをはじめとする新鮮な野菜が採れること、落ち葉堆肥を使った伝統的な「循環型農業」という農法が現代にいたるまで脈々と受け継がれていることともあてはまる。

こうした三富新田が持つ魅力を最大限に生かし、集客につなげるために、新鮮な地場産の食材を使用した食事がとれる場所を作る。ただ、食事を提供するといっても、一般的に飲食ができる場所として想定されるレストランやカフェといったところでは、新規開設するために土地や物件等の費用負担が大きく、また、思い描くような物件が見当たらないということが考えられる。そこで、まずは取り掛かりとして、実店舗より開業費用負担の軽減が見込めて、開業までにかかる期間も短縮することができる「移動販売」や「青空市」を、三富（上富地域）で定期開催する。具体的には、三富（上富地域）を会場として、定期的に地場産野菜やその加工品、ランチなどの食事を販売する。そうすることで、「作る人（生産者＝農家）」と「食べる人・買う人（消費者）」の距離を縮め、コミュニケーションの場を作り、地場野菜や循環型農業の仕組みを、物販を通して町内外にPRすることができる。

メインターゲットとなるのは、まず、地元の三芳町民であっても、普段あまり上富地域を訪れる機会がない他地域の住民（特に藤久保や竹間沢、みよし台にお住まいの方）。加えて、首都圏から日帰りできる距離にあるという三芳町の地の利を生かし、マイカー利用の観光客を呼び込む。また、主な客層としては、野菜を使った食事の提供により、健康問題に関心が高い主婦層やファミリー層、また、金銭的・時間的に余裕があるシルバー層を見込む。なお、集客方法としては、三芳町の公式ホームページ（観光情報）をはじめ、ブログやSNSを利用したネットでのPRに加えて、実際に「移動販売」や「青空市」の事業で三富新田を訪れた利用客の口コミも合わせて、ネットとリアルの複合コミュニティにより、固定客と紹介客を増やしていく。

図表 11 三富をフィールドにしたコミュニケーションの場所づくりコンセプト



(2) 事業概要

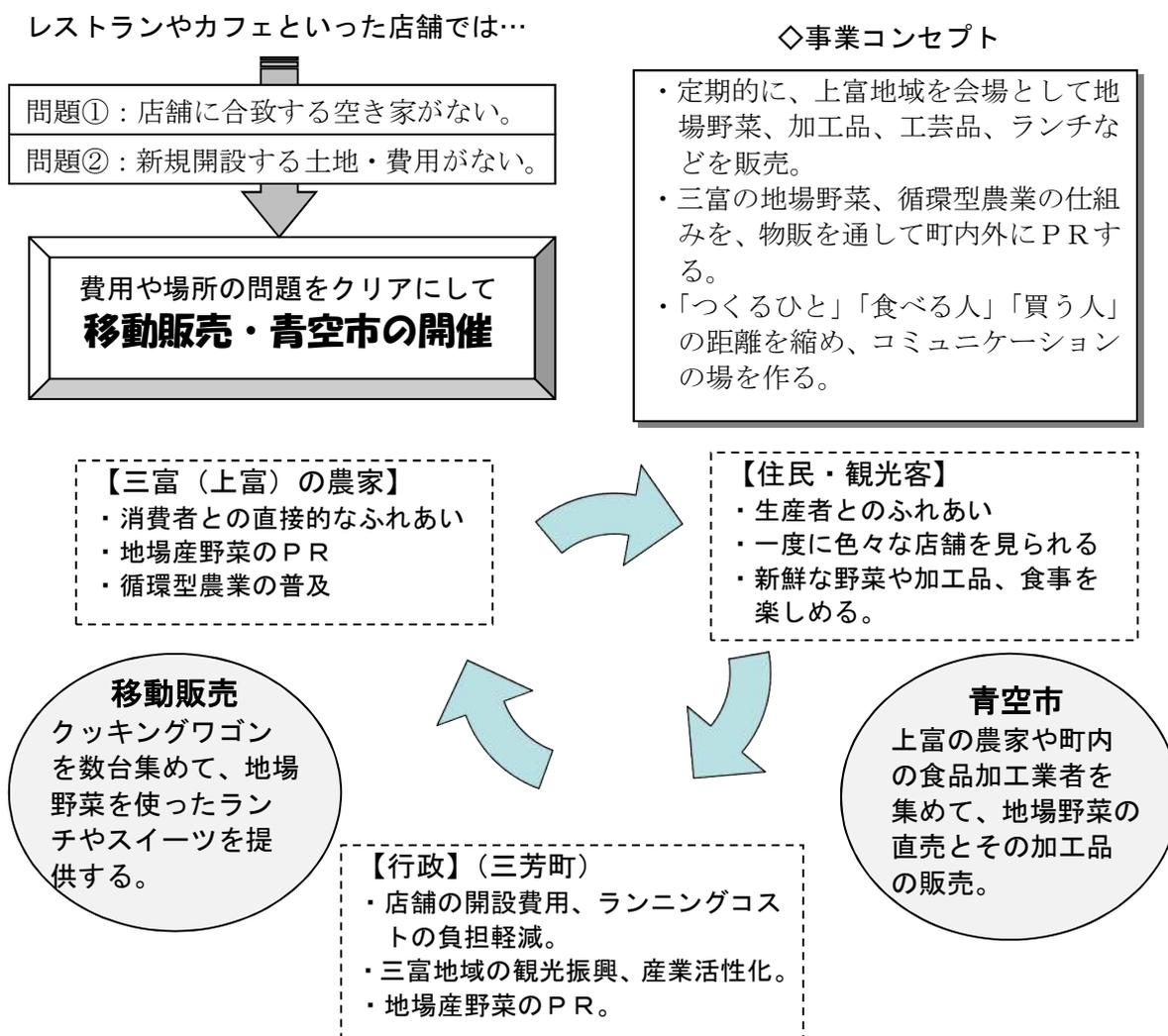
① 移動販売

車内で簡易な調理加工ができるクッキングワゴンを数台集めて、「地場野菜を使ったメニューを提供する」ことを条件に、上富地域の会場でマーケットを定期開催する。この際、車両の取得費や保健所等の各種申請の手間を抑えるため、既存の移動販売業者の中から条件に合うところを選定して契約したいが、無理なようであれば自前で移動販売車を用意する。販売する商品に関しては、地場野菜を使用することが条件で、料理やお菓子、加工品などを各店舗で創意工夫して販売する。また、可能であれば、和食や洋食、エスニックやスイーツなど、色々なジャンルの料理を取り混ぜて展開し、消費者に「選ぶ楽しみ」を提供し、飽きさせずにリピート客を増やしていくことが望ましい。

② 青空市

上富地域の農家や町内に工場を持つ食品加工業者に依頼して、地場野菜の直売と野菜を使った加工品を販売するマーケットを、三富（上富地域）で定期開催する。

図表 12 移動販売・青空市イメージ図



(3) 期待される効果

三富新田を舞台にして、商品の販売をとおしたコミュニティの輪が生まれることで、上富の農家にとっては、消費者との直接的なふれあいが生まれ、地場産野菜のPR、ひいては伝統的な循環型農業の普及にもつながる。一方、住民や観光客にとっては、様々な店舗が集合しているので選ぶ楽しみもありつつ、生産者とふれあいながら、新鮮な野菜や加工品、食事をその場で楽しむことができる。また、行政（町）にとっては、三富地域の観光振興と産業活性化につながり、生産者とともに、地場産野菜のPRが可能である。移動販売や青空市は、実店舗を持たないことが大きな特徴であり、イニシャルコストやランニングコスト等の費用負担を大幅に軽減できる。

(4) 今後の展開と課題

以下に、開業までの手順と、費用の概算、運営の課題を記す。

① 「移動販売」「青空市」の開業スケジュール案（最短で半年、長くて数年）

大分類		中分類		小分類	
A	町がやること	1	コンセプト決定	1	リサーチ（事例研究、トレンド研究）
				2	オリジナルのイメージづくり
		2	出店場所の確保	1	会場探し、協力企業の募集・選定
		3-1	出店者の決定	1	移動販売業者の募集・選定。 商工会や農協等に協力要請。
		3-2	移動販売車の用意	1	車両取得、改造、備品調達
				2	営業許可等各種申請
		4	資金調達	1	補助金申請等
5	開業準備	1	原材料の仕入れ先の選定（地場野菜の生産者とのネットワークづくり）		
		2	広告宣伝等		
B	業者がやること	1	開業準備	1	コンセプトに合ったメニュー開発
				2	原材料の仕入れ先の選定
				3	スタッフ募集、選定
				4	広告宣伝等

② 開業費用の目安

- ・ 移動販売の車両取得費：80～300万円（中古車で約100万円）
別途、移動販売用に車体の改造費用、内外装費用として10万円～200万円
なお、既存の移動販売業者が出店する場合は、これらの費用はかからない。
- ・ 会場運営費：会場となる土地の借り上げ料として、年間で数十～数百万円。
諸経費として、会場のゴミ処理費用は参加団体の売上金の一部から寄付金を募ってまかない、清掃ボランティアを募集して、費用を抑える。その他、「青空市」ではテントの設営費、「移動販売」「青空市」共通で、会場に流す音響費用等が掛かるが、これは町（行政）側の拠出、もしくは、売上金の一部から徴収する。
なお、事業費の目安として、以下に他市町村の事例を示す。

ア. 熊谷市／星川あおぞら市

- ・ 事業概要
平成23年（2011年）5月～、星川周辺の中心市街地に賑わいを復活させるために毎週日曜日に開催。
担当課：産業振興部・商業観光課

- ・事業費：平成 23 年度（2011 年度）決算額…221 万 4 千円、平成 24 年度（2012 年度）予算額…216 万円

市は会場の提供（会場料 0 円）、広報（チラシ、携帯メール）の実施、休憩所（湯茶）を設営。参加団体は、会場の設営、商品販売。平成 23 年度（2011 年度）実績で、出店数 4、来場者数 4,145 人。

イ. 新潟県上越市／大島青空市

・事業概要

市民による農林水産物や特産品の販売並びに大島特産のそば等地場産物を飲食物として提供することにより、地域産業振興と所得向上を図るとともに、大島区の玄関口で観光ガイドの役割を担う。

担当課：農業政策課

- ・事業費：平成 25 年度（2013 年度）予算額…70 万 5 千円。なお、出店数や来場者数など、事業規模は不明。

③課題として想定されること

ア. 開業するまで

- ・既存の移動販売業者を集める場合、地場野菜の使用など、条件に合う業者が見当たらない。
- ・自前の移動販売車を用意する場合、車両の取得費、改造費用に加えて、設備の維持管理費及び人件費（ランニングコスト）がかかる。
- ・会場となる広い用地が見当たらない、若しくは土地の借り上げ料の負担が大きい。

（移動販売のスペースのほか、来客用の駐車場用地。）

- ・地場野菜の仕入れに難がある。（市価より安い価格で卸せない。野菜の品目に限りがあり、さらに主力のさつまいもは基本的には秋冬限定となる。）

イ. 開業してから

- ・集客ができない。
- ・人が来ても飲食のみで、三富新田の普及啓発、観光に必ずしも繋がらない。

④課題の解決策（「移動販売」・「青空市」）

ア. 車両の取得、改造費用について

- ・軽自動車ベースにして、取得費と維持費を抑える。（狭い駐車スペースでも可）
- ・中古車を購入して、車両の改造費用を抑える。もしくは、新車でも営業許可を取るのに最低限必要な装備を備えている車両を購入する。

イ. 地場野菜の使用について

- ・移動販売の場合、各事業者が必要な量と品目を揃えて価格を安定させるため、農協等仲介者に取次ぎを依頼する。
- ・規格外野菜を安価に仕入れる。また、提供するメニューを農家と共同開発する。

ウ. 販売場所について

- ・地元の企業用地を活用して休業日等に借用することで、会場費を抑える。
- ・児童数減少等により、将来的に上富小学校の統廃合が決定した場合は、空き地を使用する。

エ. 集客について

- ・チラシや雑誌、インターネットなど、広告宣伝に力を入れる。
- ・リピーター客を増やすために、クーポンなどの来店特典をつける。任意で会員登録を行い、次回開催についてお知らせメールを配信する。

オ. 三富新田の普及啓発、観光について

- ・三富新田の歴史や現状についてのパンフレット、観光マップを作成し、配布する。
- ・三富の広域的な農産物・特産物・直売所マップを作成し、配布する。
- ・資料館職員やボランティアスタッフによる「歴史講座」を同時に開催する。

6.4.2 古民家カフェで地域活性化 ～三富新田観光の拠点及び体験事業の展開～

(1)趣旨

上記の「移動販売」や「青空市」の定期開催が軌道に乗り、三富新田を訪れる人の流れができたときには、次のステップとして、カフェを上富地域に開設する。これは、三富新田を舞台に様々な人・物が集まり活動が広がって、それが一つのものを創り、互いに影響を及ぼし合う“有機的な”機能を有する拠点施設である。

(2)事業概要

①地場野菜を使った食事の提供

地場産野菜のPRと循環型農業に関する理解を深める。

提供するメニューは、「地場野菜」を使用することにポイントを置きつつ、古民家のレトロな雰囲気を生かし、自然食やマクロビオティックの考えに根差した定食、逆にモダンなイタリアンやフレンチなどの洋食、タイ料理やカレーなどのエスニック料理が考えられる。

②観光拠点、観光情報発信基地

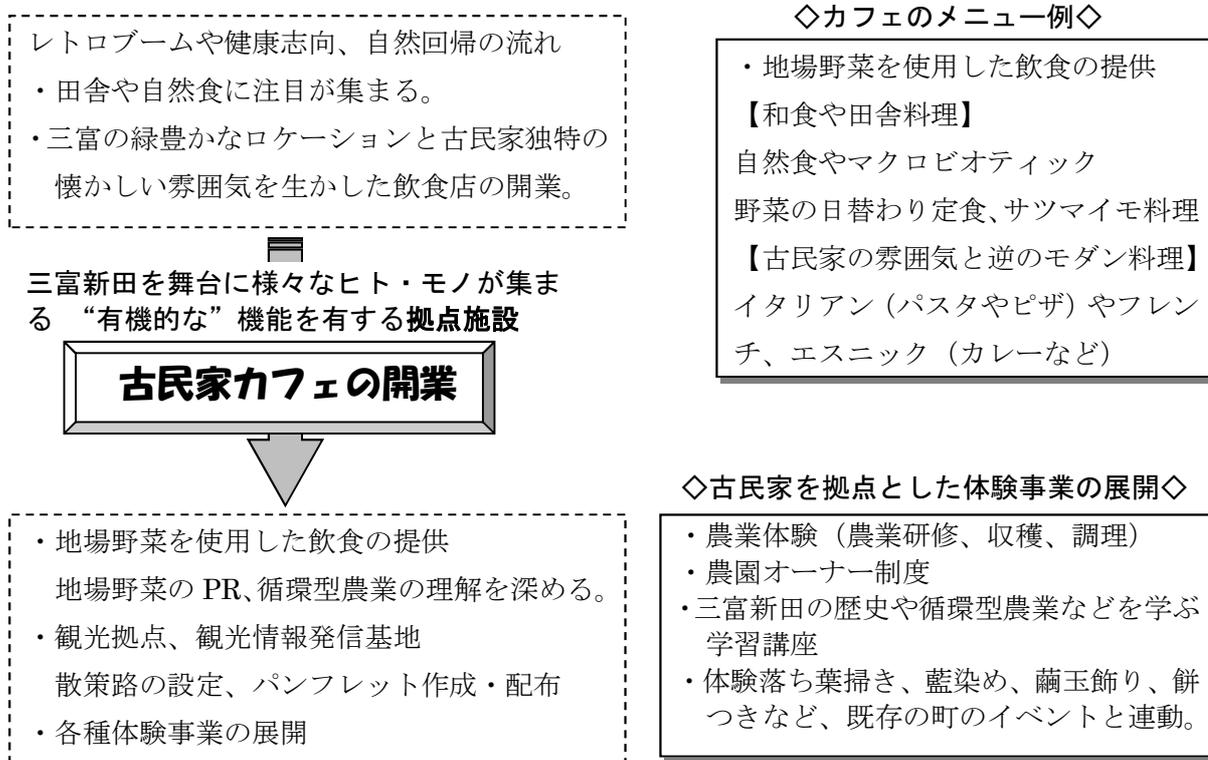
三富地域に分散している歴史文化財や地域資源を結びつけ、散策路でつなげる。散策ガイドを配置したり、観光マップを配布したりする。

③古民家を拠点とした体験事業の実施

農業体験（農業研修・収穫や調理体験）、落ち葉掃きに加えて、現在文化財保護課を中心に行っている「昔の暮らし体験」や「ジュニア三富塾」などの既存の歴史学習講座、さらに小中学生を対象に平地林をフィールドにした体験型プログラムを実施する。なお、カフェの運営には専門的な知識と経営のノウハウが必要なため、民間で条件に合う事業者を選定し、契約を行う。町（行政）の関わりとして

は、カフェのコンセプトや物件に関することは、先述の 5.4 で触れた「財団法人」がマネジメントを行う。

図表 13 古民家カフェを活用した地域活性化イメージ図



(3) 今後の展開と課題

① カフェの開業スケジュール案（最短で半年、長くて数年）

大分類		中分類		小分類	
A	町がやること	1	コンセプト決定	1	リサーチ（事例研究、トレンド研究）
		2	出店場所の確保	1	物件取得、店舗設計
		3	事業者の決定	1	事業者の募集・選定
		4	資金調達	1	補助金申請等
		5	開業準備	1	原材料の仕入れ先の選定（地場野菜の生産者とのネットワークづくり）
				2	広告宣伝等
				3	人材確保（体験事業スタッフ、散策ガイドやボランティア）
B	業者が	1	開業準備	1	コンセプトに合ったメニュー開発

	やること			2	原材料の仕入れ先の選定
				3	内装、厨房機器の打合せ 納入業者の決定、交渉、備品等調達
				4	営業許可等各種申請
				5	スタッフ募集、選定
				6	広告宣伝等

②開業費用の目安

- ・古民家の入手費用（数百～数千万円）古民家の状態により前後する。
寄贈の場合は古民家の持ち主への謝礼や、解体費用等が見込まれる。
- ・カフェの運営費用…約 500 万円（3 百万～1 千万円）
不動産関連費用、工事費、厨房施設費、備品消耗品費

③課題として考えられること。

（開業するまで）

- ・条件に合う物件が見当たらない。

※なお、現在のところ、上富地域に空き家となっている古民家は存在しない。

- ・カフェの店舗用地及び駐車場用地がない
- ・古民家の取得費用及び改造費用等がない

（開業してから）

- ・顧客の獲得。
- ・地場野菜の仕入れに難がある。

④課題の解決策（「古民家カフェ」）

ア. 物件取得、用地確保について…補助金を活用する。

以下に古民家カフェの事業に活用できそうな補助金の事例を記載する。

- 「財団法人まちづくり市民財団」…年間総額 500 万円、1 件 50 万円を限度として補助金を交付。要件は「環境活動と環境保全」、「地域活性化と産業育成」など。2011 年度応募件数 126 件のうち、5 件を選定。

【交付事例】2009 年度「はるころ企画」（北海道上川郡下川町錦町）“つなげて発見！田舎の恵み「はるころマーケット」” 補助額 30 万円。

地元の神社祭りに合わせて2日間の「はるころマーケット」を開催し、規格外野菜の直売や、地元食材を使った商品の販売、コミュニティカフェ、リサイクルマーケットなどを実施。

- 「地域総合整備財団（ふるさと財団）」の「新技術・地域資源開発補助事業」…市町村を対象として1事業あたり 300 万円以内、原則補助対象経費の3分の2までの補助。地域資源を活用して、特産品となる商品開発を行う際の研究開発費用な

どに交付される。

【交付事例】「有限会社福ふくの里」（福岡県糸島市）の「新種の柑橘「はるか」の特性を活かした洋菓子の開発」、「やまいもまつり有限会社」（山口県周南市）の「自然生（じねんじょう山芋）の付加価値増大事業」など

c. 「三芳町緑ぬくもり基金」の活用。36,530,459円（平成24年）の積立金。三富をフィールドにした各種体験事業の運営費用として活用する。

イ. 古民家の取得が難しい場合…「納屋カフェ」「蔵カフェ」の開業。

農家で使わなくなった納屋や蔵を古民家風にリノベーションして、カフェとして開業する。

a. 「納屋カフェ」…富山県南砺市野口。農家の納屋を改装したカフェ。

干し柿のアイス、さつまいものロールケーキなど、スイーツの提供。

b. 「蔵カフェ」…「NINOKURA」埼玉県本庄市、明治時代の味噌醤油蔵をカフェに改装。定食、ドリンク、埼玉の地酒などのメニュー。

6.4.3 参考事例

三富新田に人を集める仕組みとして、移動販売・青空市、そして古民家を利用した場所づくりに関する政策を提案した。ここでは、その際、参考とした事例について言及する。具体的には、移動販売に関する事例として、小川有機軽トラ市、飯能軽トラ市、青空市については、ちよだ青空市、七ヶ浜青空市を取り上げる。次に古民家を利用した事例として、埼玉県所沢市と茨城県を取り上げる。

a. 移動販売 青空市

(1) 移動販売

① 小川有機軽トラ市

・概要

開催場所：埼玉県小川町 晴雲酒造前駐車場

開催日：毎月最終土曜日 10:00～14:00

出店台数：約10台

運営主体：小川有機トラック市実行委員会

・特徴

有機農業の里、埼玉県小川町の有機農業者や地元の有機農産物を使った、パン、ケーキ、豆腐などの加工品も販売している。無農薬、無化学肥料に拘った農産物の軽トラ市である。地元の酒蔵の駐車場を借りて約10台の軽トラが出店する。



写真8 小川有機軽トラ市

② 飯能軽トラ市

・概要

開催場所：埼玉県飯能市 飯能中央通り商店街
北側市道

開催日：不定期

出店台数：約 20 台

運営主体：不明

・特徴

地元野菜・果物・食料品・工芸品・B 級グルメなど盛り沢山の商品を軽トラで販売している。



写真 9 飯能軽トラ市

(2) 青空市

① ちよだ青空市

・概要

開催場所：東京都千代田区「ちよだプラットフォームスクウェアウッドデッキ」

開催日：毎月 1 回（第一水曜日）

運営主体：NPO 法人農商工連携サポートセンター

・特徴

地方には、まだ知られていないものがたくさんある。自然栽培された農作物、旬の果物で作るジャム、無添加の佃煮などなど、これらはすべて量産されてはいないため、数量が少なく、販売場所も限られている。これらを都心で販売できる場を作ることは、地方と都会、生産者と消費者を繋ぐ架け橋になっている。



写真 10 ちよだ青空市

② 七ヶ浜青空市

・概要

開催場所：七ヶ浜町屋内ゲートボール場など

開催日：不定期

運営主体：七ヶ浜町産業まつり「青空市」

実行委員会

・特徴

新鮮な魚介類や農産物の直売などをはじめ、さまざまな地域の特産品が販売されている。



写真 11 七ヶ浜青空市

また商品の販売だけではなく、様々なイベントも催される。

b. 古民家を活用した事例

(1) 埼玉県所沢市「古民家付き農園『Corot』」

・概要

埼玉県所沢市にある祖父母の、築100年の古民家と畑5反、森林、竹林を受け継いだ。それらを利用して、「古民家付き農園『Corot』」は始められた。古民家付き農園の活用の目的は、3つある。まず、昔ながらのライフスタイルを残すことである。次に、新しい農家の利用方法の提案である。農家の役割は生産だけではなく、歴史に根差したライフスタイルそのものに価値があることを提案する。最後に、地域に開かれた場としての可能性を追及することである。現代的な感性で、ワークショップ、イベントやライブ等を通じて、現代の開かれた場としての可能性を追及する。このような思想を持って、地域と共生しながら、また地域に喜ばれる運営を目指している。

・特徴 4つの事業

①貸し農園、②昼間の体験利用、③宿泊体験、④ワークショップ



写真12 「Corot」外観



写真13 「Corot」内観

(2) 茨城県

・概要

茨城県の県北地域は、東京から100～150kmと首都圏の近郊に位置しながら、里山の風景など、四季折々の豊富な農林水産物に恵まれた国内有数の食材の宝庫である。その一方、人口減少や少子高齢化の進行など地域を取り巻く環境が厳しい状況にある中で、東日本大震災や東京電力福島第一原発の事故の影響も受けており、県内外との交流人口も大きく落ち込んだ。

こういった背景がある中で、茨城県は、県北地域の活性化を目的として、都市の幅広い世代を呼び込むため、安心して快適なスローライフを楽しむ「いばらきさとやませ

いかつ」を提案し、移住の受け入れや、交流人口の拡大を推進した。その取り組みの一環として、古民家レストランプロジェクトは始まった。

・特徴

①初年度（平成 21 年度）に古民家レストランとして成功

②二年目は、成功を踏まえ、客席を増やすため新たな古民家を活用

③三年目は、新たに「古民家スイーツ&カフェ高萩茶房」を開設

そのほか、海外で活躍したシェフを起用、県指定の文化財を舞台として活用するなど先進的な取り組みが多い。



写真 14 古民家レストラン 外観



写真 15 古民家レストラン 内観

6.5 三富関連事業を包括的に管理する公益法人の設立

5.4.4 での調査研究の通り、三富新田で行われる様々な活動をフォロー、マネジメント等していくことにより三富新田の再生を図っていくため、公益法人を設立することを提案する。

6.5.1 公益法人の体制

そもそも、三富新田の景観を保全していくという公益目的を達成するためには、組織を安定的、継続的に運営しなければならない、一定の収益を上げていくことが必要となる。公益の追求と、ビジネスを両立させることを踏まえた上で、まずは少人数での法人の立ち上げ・運営を行い、その後の組織の体制を考えていくことが求められる。

本政策提言では、一番初めの段階で想定される体制のみ示す。

- 活動拠点 農業センター。維持管理を併せて行う。条例改正もしくは町長の特別の許可が必要。（農業センター選定の理由は後述）
- 職員数 2名以上。1名は農業センターの管理・運営及び事務を執行し、1名は現場へ赴き、情報収集や事業の実施（マネジメント）を行う。
- 活動資金
 - ・会費（賛助会員等）
 - ・寄付

- ・町をはじめとする自治体からの委託事業の確保
- ・農産物の販売
- ・6次産業化への取組み
- ・事業収益、協賛金
- ・各種補助金（実施に応じて）

その他については立ち上げ段階で調整していくことが望まれるほか、設立手順の案については後述する。

6.5.2 公益法人設立手順案

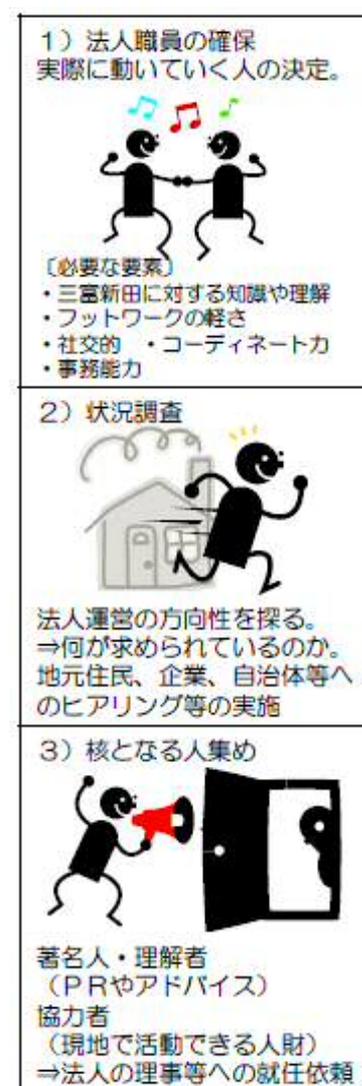
まず、職員の確保である。よく、「ヒト・モノ・カネ」が重要だと言われるが、本法人設立においても、この「ヒト」が法人の成功を左右すると言っても過言ではない。法人設立や地域おこしといった活動に対してアドバイスをしてくれる人財を探すとともに、運営に適する最低2名程度の人財確保が求められる。

この2名については、町の発案という点からも、1名は職員の出向、もう1名は職員が出向を終えた後に法人を担える新たな人物の採用が望ましいと考える。現実的な部分から考察しても、外部から、この公益法人を担っていくにふさわしい人物1名をすぐさま採用することは難しいため、可能であれば更に1名の職員を、1年以内の期間で配置するとよいと考えられる。これらの人物により、「公益法人準備組織」を立ち上げ、半年から1年程度かけて「公益法人準備委員会」の設置、法人設立を目指す。

次に、三富新田に関する状況調査（フィールドワーク）が必要となってくる。この活動の中で、三富新田に介在する課題等を体感したり、地域の人や企業と接したりする。これにより、活動基盤や活動方針、内容を決定していく。

そして、法人の評議員や理事、監事となる人物への声掛けを行う。どのような人がこれらの役職に就き得るかについては、5.4.4の事例研究で示した「財団法人 鉄の歴史村地域振興事業団」の役員を参考にするほか、「顔」となる人物がいると（例えば、トトロの森財団に宮崎駿氏がいる、といった具合）、興味を持つ層が増加するため、後々の活動が豊かになる可能性がある。更に、三富新田に造詣の深い人物にも、学術的な観点から関わってもらうことが望ましい。また、現在三富新田をフィールドに活動をしている人を含めた「協力者」の存在も欠かせない。

図表 14 公益法人設立手順案



これらのメンバーについては、最初の時点で見当をつけつつ、状況調査の中で言葉を交わして、協力を得られるかどうかを探っていくことが必要であろう。

メンバーが揃った段階で、公益法人準備委員会を設置する。この準備委員会では、法人の運営に必要な事項を決定するものとし、公益法人設立に向けた方針などに関する議論はもちろん、説明会や講演会等が行えると、さらなる賛同者を得られよう。

すべてが整った段階で、法人設立に必要な資金及び活動資金を集める。その対象として、三芳町や所沢市、埼玉県などの自治体をはじめ、三富新田の景観保全に賛同してもらえる企業や個人を想定している。5.4.4で示した「公益財団法人京都地域創造基金」のように、様々なところから出資を募るという方法だと、より多くの人に法人の趣旨を理解し、利用・協力してもらうことができる機会ともなり得る。

資金が集まり次第、法人申請を行う。これにより、法人が設立、設立趣旨に沿った事業を展開、公益法人を目指していくこととなる。



6.5.3 勘案事項

まず、活動の拠点である。準備委員会設立まで、そして法人設立後においても、活動拠点が必要となってくる。この拠点は、三富新田地域内であることが望ましい。説明会や役員会等を行える広さがあることも望まれるが、常日頃の活動については広い場所を必要としない。そのため、本プロジェクトチームでは、始終稼働しているというわけではなく、また、旧島田家住宅にも隣接している農業センターの事務室を、拠点とするのが良いのではないかと考えている。

これに伴い、現在の「農業センターの維持管理事業」は、委託事業として公益法人へ、準備組織の段階から委託していただきたい。現在行政区により管理されているこの施設を、常時人がいる状態とすることにより、農業センター利用者の利便性も上がることが予想される。

次に、町の職員に比べ、法人職員への信頼度が低くなる点についてである。これまで町との間に築きあげられてきた地元や三富新田関係者との関係性には、深いものがある。立ち上げられたばかりの公益法人が信頼に値する法人であるのか、懐疑的な目をもつ人も少なくないことが予想される。これについては、長期的な展望をもって取り組んでいくことが求められるが、それには、町によるフォローが欠かせないである

う。しかし、常にそこにおいて、常に目的に向かって努力する姿を見せ続けることは、見えないところで活動している公機関以上の信頼を勝ち得る可能性も高いのではないだろうか。

最も重要なのは、公益目的を達成するための収益事業の内容についてである。情報、データ、マーケティング予測、シミュレーションを行い、実現可能性の高い事業計画を立てることが求められる。

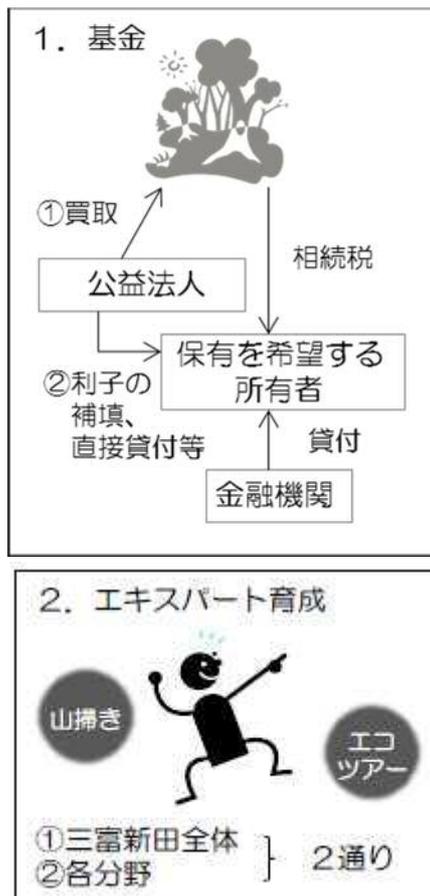
6.5.4 想定される活動内容

この公益法人では、主目的を三富新田景観の維持・保全におく。その上で、これに向けた啓発活動、基金管理等を実施していく。具体的な事業の第一段階として考えられるのは、雑木林の買取を目指した基金の創設や、三富新田地域のエキスパート育成、さらに、現在既に様々な団体により活動が行われているもののマネジメントである。

一つ目の基金については、現在、町にある「緑ぬくもり基金」に似た性格のものであり、三富新田の景観維持・保全等に活用できる基金である。特に、雑木林が民地であるため、農地以上に開発が進みやすいことから、法人の土地として買取り、維持・保全していくことを目的とする。さらに、この雑木林については、相続税額が大きいことがきっかけとなり手放されることも多い。そのため、手放したくないという意志をもつ所有者（維持管理されていることが前提）に、この相続税を分割払いするための資金源となっていくことも望まれる。ただし、本法人は金融業を行うことはできないため、この事業の実施の際には、JAなどの金融機関からの協力が欠かせない。協力を得ることが難しい場合においては、法人税負担をできる基金が集まった時点で、貸金業法第3条に基づいた登録を行い、実施していくことが考えられる。また、緑のトラスト制度等の既存制度の活用も探っていく必要があるだろう。

二つ目の三富新田地域のエキスパート育成については、その名の通り、三富新田についてこの人に聞けばわかる！という人材の育成である。トータル的な部分はもちろん、それぞれの分野のエキスパート育成も図っていくことが望ましい。現在町で行っているヤマ掃き事業や三富新田エコツアーの定期的な実施など、様々な現場での活動

図表 15 想定される活動内容



やヒアリング、勉強会等を実施しながら、三富新田を訪れる人や地域の子どもたちへの啓蒙活動を交えつつ、エキスパートの育成を図っていくことが考えられる。

三つ目の関係団体のマネジメントについては、現在様々な団体で行われている三富新田に関するイベントを、まとめたり広報したり他の地域での取組活動の情報提供をしたりなどすることにより、活動の手伝いをしていくということである（前述の育成されたエキスパート人材も、このマネジメントの対象となり得る）。これにより、三富新田への興味を一過性のものにせず、三富新田をフィールドに活動する人、三富新田を訪れる人、共に長く関わってもらえるような仕組みづくりを図っていくことができると考えられる。



三富新田の発展を考えていくに当たり、全地域をトータルでマネジメントできる存在は不可欠である。また、時流に沿った様々なアイデアや、三富の景観を維持・保全するという明確な目的をもった“主体”が常にその場に存在し、目的に向かってフットワーク軽く行動するということは、成功への近道となるだろう。

公益法人の目指すべき将来像として、金銭的な自立や、本当の意味での三富新田の窓口となることが求められる。繰り返しとなるが、公益目的を達成するための収益事業の内容を、地域の実情に応じて常に考え、発展させていく必要がある。

7 まとめ

地域の方々へのアンケートの結果、「三富新田」をもとよりご存知の方や説明を聞いていただいた方からは「保全すべき」との声が出ているものの、あまりにも知られていないことが、最大の課題であることが明らかとなった。

しかし、そこで「保全すべき」との声が比較的若い世代からの回答であったことで、子どもたちの将来に向けた期待であることが示唆された。三富新田を再生し次世代に受け継いで行くことが、現在だけでなく将来まで含めた全ての住民にメリットをもたらすものであることを強く意識した施策とすることが重要であり、メリットとしては物理的な利益や対価、特権などもあるが、住民が主体的に参加することでメリットが享受される仕組みや、住民のアイデンティティ形成や地域の誇りといった精神的な利益にも深く寄与するものとするすることで、公平性も期待される。

また、約 300 年続いた山と畑も年々減少し、まとまって面影を残す場所はほとんどなくなっているのが現状である。現時点で残された景観を将来に受け継ぐために、今こそ景観を保全しつつ現代に即した新たな価値をつくりだすための新たな施策が必要であると考えられる。

推進すべき 3 つの施策立上げのイメージを以下に示す。

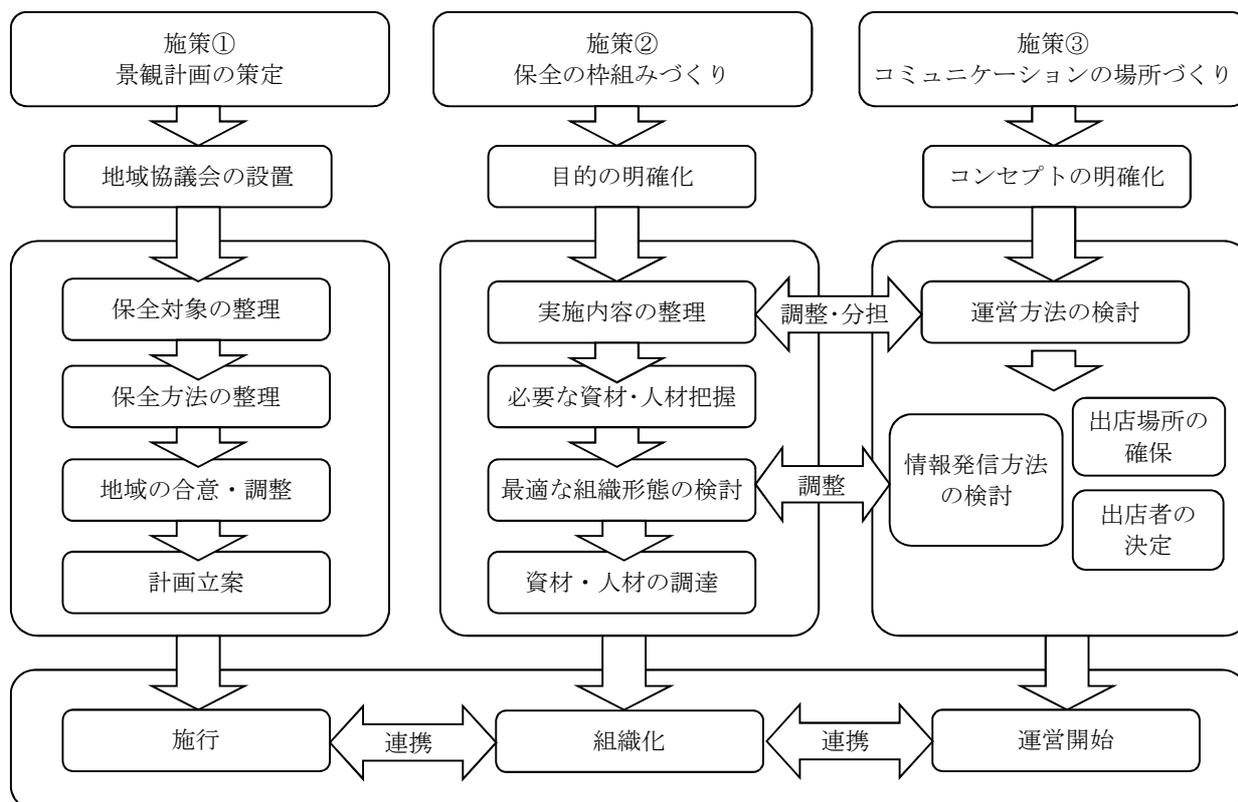


図 16 推進施策立上げのイメージ

8 おわりに

「三富新田」は、江戸時代から継承されてきた循環型農法や自然が創り出す景観は、他に類を見ないすばらしいシステムであり、世界に誇れる三芳町の宝ものである。「三富新田」は、まさに消費型から循環型、都市型から地域型へと今まさに日本だけでなく世界が迫られている価値観とライフスタイルの転換期に合わせ、再生の時期に直面しているといえる。

この報告書を読んだ方々が、それぞれにご自身の価値感やライフスタイルの中での「三富新田」との関わり方をみつけていただけると幸いである。

最後に研究の機会を与えていただいた町長、本研究において多大なる指導・助言等をいただきました朝倉はるみ様、忙しい中にも職員研究員を送り出していただいた上司や同僚の皆様、そして2年間にわたり本研究にご尽力をいただきました市民研究員の皆様に心から感謝申し上げます。

【参考文献、ホームページ等】

三芳町政策研究所平成 24 年度未来創造みよし塾報告書（2012 年）
文化庁文化財部記念物課『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』（2005 年）
第一法規株式会社『月刊文化財 590 号 文化的景観保護の取り組み』（2012 年）
新座市・新座市教育委員会『野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画』（2012 年）
文化庁文化財部記念物課『魅力ある風景を未来へ 文化的景観の保護制度』（2013 年）
埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課『未来に伝えよう 埼玉の文化的景観』（2013 年）
新座市景観計画（2010 年）
所沢市景観計画（2011 年）
秩父市景観計画（2008 年）

国土交通省ホームページ「景観のまちづくり」

(<http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/index.html>)

法務省ホームページ

(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji153.html>)

文化庁ホームページ「文化的景観」

(<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/keikan.html>)

埼玉県ホームページ「埼玉県景観条例・埼玉県景観計画の概要」

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/keikankeikaku-gaiyou.html>)

軽トラ市ネットワークホームページ

(<http://www.keitoraichi.net/>)

ちよだ青空市ホームページ

(<http://www.chiyoda-aozora.jp/>)

宮城県七ヶ浜町ホームページ

(<http://www.shichigahama.com/relax2/news/e01-125.html>)

Corot ホームページ

(<http://www.corot.bz/>)

グリーン・ツーリズムホームページ

(http://www.kouryu.or.jp/gt/fun_gt/13corot.html)

観光いばらきブログ+

(<http://www.ibarakiguide.jp/blog/>)

※ホームページアクセス日は全て 2014 年 2 月 28 日とする。